令和８年第６回安平町議会定例会会議録（第２号）

令和８年９月17日（木曜日）午前10時00分開会

１　招集年月日　　令和７年９月17日（木曜日）

２　招集の場所　　安平町議会　議場

３　出席議員（12名）

議席番号

１番　三　浦　恵美子	２番　吉　岡　政　昭	３番　反　町　　恵
４番　箱　崎　英　輔	５番　内　藤　圭　子	６番　神　野　祐　太
７番　山　村　哲　也	８番　工　藤　秀　一	９番　鳥　越　真由美
10番　梅　森　敬　仁	11番　高　山　正　人	12番　小笠原　直　治

４　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長	及　川　秀一郎
教　育　長	井　内　　聖
代表監査委員	小　川　誠　一

５　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　　町　　長　木　林　一　雄

総務課

総務担当課長　岡　　康　弘　情報担当課長　池　田　恵　司

政策推進課

財政担当課長　本　多　英　紀　企画担当課長　木　村　　誠

税務住民課

税務戸籍担当課長　奥　田　浩　司　生活環境担当課長　佐々木　智　紀

産業振興課

産業振興担当課長　森　池　和　哉

建設課

土木公園担当課長　塩　谷　慎　嗣　施設担当課長　伊　藤　富美雄

健康福祉課

国保介護担当課長　阿　部　充　幸　健康福祉担当課長　小　坂　善　朋

水道課

水道担当課長　谷　村　英　俊　下水道担当課長　佐々木　貴　之

住民サービス課　兼　商工観光課

総合支所長　　山　口　　崇

６　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会
　　学校教育担当次長　佐々木　英　生

７　職務のため出席した議会事務局職員
　　事　務　局　長　　小板橋　憲　仁　主　　幹　　鈴　木　慎　二

○　議 事 日 程　（第２号）

日程番号	議案番号	付　　議　　案　　件
日程第１		一般質問
日程第２	認 定 第 １ 号	令和７年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第３	認 定 第 ２ 号	令和７年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第４	認 定 第 ３ 号	令和７年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第５	認 定 第 ４ 号	令和７年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第６	認 定 第 ５ 号	令和７年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第７	認 定 第 ６ 号	令和７年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第８	議 案 第 １ 号	令和８年度安平町一般会計補正予算（第３号）について
日程第９	議 案 第 ２ 号	令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
日程第10	議 案 第 ３ 号	令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第11	議 案 第 ４ 号	令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第12	請 願 第 １ 号	居住実態調査の請願について
日程第13	意見案第１号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について
日程第14	意見案第２号	高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書（案）について
日程第15	意見案第３号	アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書（案）について
日程第16		議員派遣の件について

日程第17		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第18		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第19		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○　本日の会議に付した事件
　日程第１　一般質問　～　閉会

○　会議録署名議員
　議長は、本定例会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

４　番	箱　崎　英　輔
９　番	鳥　越　真由美

会　議　の　顛　末

◎　再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（小笠原直治君）　おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎　日程第１　一般質問

○議長（小笠原直治君）　日程第１、**一般質問**を行います。昨日に引き続き、通告順に発言を許可します。５番内藤圭子議員。

【通告№.７　５番　内藤　圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　５番、内藤です。よろしくお願いします。私はまちの公共交通の現在と今後について伺いたいと思います。安平町は現在ライドシェアの実証実験中です。ライドシェアで公共交通の空白時間を埋めるための試験ですが、前回と今回の実証実験を踏まえて、安平町の公共交通はどうしていくのが住民の生活にマッチした公共交通の形になるのか考えるために質問します。１番、当町の公共交通の利用状況はどうなっていますか。ＭＩＴＴの運用状況も同時にお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　ご質問にお答えします。当町には鉄道、あつまバスによる民間路線バスの他、町内の各地域を行き来する循環バス、近距離移動のためのデマンドバス、ハイヤーが運行しています。このうち循環バスについては、年々利用者が増加し、令和７年度は年間約9000人が利用しています。今年は昨年度に比べてさらに15％利用者が増加する形で推移しています。ハイヤーの利用状況の実績値については、ハイヤー運行全体の乗車人数では

なく、町が把握できるハイヤー運賃半額助成事業の利用件数となりまして、令和７年度は約9100件となっています。ハイヤーは需要は多いものの、ドライバー不足の課題を抱えており、追分地区では現在、平日夜間や土日に運行を休止している状況です。稼働時間が短い分、今年は昨年度に比べて約18％減少です。一方でデマンドバスはハイヤーとの連携を深め、ハイヤー不在時の補完役として機能しています。令和７年度の利用は年間2500件でしたが、今年は追分地区では昨年度比1.8倍、早来地区では2.3倍とかなり利用者が増加しています。また、今年の９月１日からは、平日夜間や日曜祝日など公共交通が運行していない交通空白を保管する目的でハイヤー型の交通サービスである公共ライドシェアの実証運行を行っています。次にご質問にありますＭＩＴＴシステムについては、受付担当者が不在であっても予約や配車管理を行えるＡＩを活用したシステムのことですが、この９月から行っている実証実験で公共ライドシェアの運行において、このシステムを運用していまして、現時点でＭＩＴＴシステムを活用している公共ライドシェアのみがこのＭＩＴＴシステムを使っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　地域公共交通の利用者が増えていることがよくわかりました。年数を重ねてきたことで町民の皆様に浸透してきた手応えを感じます。増加の原因は定着していた以外に何か考えられますか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まずは議員おっしゃるとおりで、公共交通の体系自体を皆さんご理解をいただくようになって浸透してきていると。また、乗り方がわからない時については、昨日も答弁ありましたが出前講座的に各地域に呼んでいただいて、そこで乗り方、使い方をご説明させていただいていますので、徐々に浸透してきているのかなと思っています。また、デマンドバスについては先ほど答弁したとおりで、ハイヤーがそれぞれ追分早来１台ずつで稼働していますが、ハイヤーが重複して予約が入っている場合についてはデマンドバスの利用を促していくと。ハイヤーとデマンドバスがうまく機能している状況になっているかなと認識しています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　やっぱり時間がかかるんだなと、こうやって、やってきて実感しています。ハイヤーのドライバー不足は深刻な問題なのですが、他のためにデマンドが好調ということでデマンドのドライバーの不足はないかとか、デマンドの利用者が増えたことで運行に支障が出たりしていないかを伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　申し訳ありません。もう一度いいですか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　デマンドが好調になってきたことでドライバーさんの不足が出たり、重なったりして運行に支障は出ていないかお聞きします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画財政担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　大変失礼しました。デマンドもドライバー自体は充足しているかというとそうではなくて、ただ、追分エリア、早来エリアそれぞれあるものですから、そこにさらに受託をしています運行主体になっています、民間のハイヤー会社とうまく連携させながら今のところ運行できている状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　運行にそれで支障は出ていないということでよろしいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　今のところ運行には影響は出ていません。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　ハイヤーの運転手さんが不足ということで早来地区は一旦なくなった経緯があるのですが、今地域おこし協力隊の方が実際に運行していただいているのですが、地域おこし協力隊は期限付きなのでその後どう考えているか伺いたいと思います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今ハイヤーに２名の協力隊が入って活動していただいています。もちろん任期後も定着していただけるようになるのが一番理想かなと思っていますが、もしもそうならなかった場合にどうしていくかの部分を課題の一つとして捉えていまして、ハイヤーのニーズはかなりありますので継続できるように検討していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　その形はどういう形になるのか疑問なのですが、追分ハイヤーさんにそのまま就職していただくとかハイヤーを別に会社としてやっていただくというところはどう考えているか伺いたいと思います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　町内のハイヤー会社への就職も、もちろん選択肢としてはあると思っていますし、その他町内で公共交通に携わってもらう選択肢、可能性を少し広げながらこの後検討していきたいと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　続けて働いていただけるのが一番いいと思いますので、最善の形を任期もあと１年とか１年半とかになると思いますので、時間はあまり余裕がないと思いますので、よろしくお願いします。この利用が潤沢になって目的が達成されていくのはいいことだなと思ったのですが、循環バスが最近乗れないことがあるということを乗っている方から聞いたことがあるのですが、その時の対応を聞きたいと思います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　こちらは循環バスには乗れないとは聞いていないのですが、利用が多くて定員超えて乗られないってことですかね。こちらにはそういった状況までは聞いていないのですが、もしかするとイベントとか高齢者の健康教室やる時にもしかすると定員を超えている場合があるかと思いますが、そういった場合については担当者の方で車を出して対応することはしていることはあります。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　乗る人が溢れるぐらい利用者が定着したんだなというのは、こういうのって定着するまで時間かかるんだなと。お年寄りに利用してもらう時間がかかるということが再認識したところです。前回の実証実験は休日や夜間の利用より平日の通院などの利用が多かったようですが、今月まだ始まって２週間ほどですが、そちらの運行状況はわかりますか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今月９月１日から14日までの２週間運行しています。土日含めて２週間になりまして20件42名の利用をいただいています。大半が60代以上の利用で利用の６割は平日の日中に集中しています。買い物や通院などで使われているのが、行き先からもわかるところです。一方で日曜も運行はしているのですが、日曜の利用自体は現在０件となっています。この２週間で土日には地元の神社のお祭りもありましたが、この土日に関してのお祭りに伴う利用はなかったということです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　定着するまで時間がかかると思うのですが、このような今の状況でこれ以上ライドシェアを今やっていますというお知らせを町民に向けてやっていくかどうかお聞きします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まずこの実証期間中やっていますよという周知についてということでよろしいですか。まず前段でスタートする前に広報、新聞折り込み、町内で利用されそうな商店街にも掲示等しながら啓発していまして、この後も引き続き周知していくのですが、基本的に予約の問い合わせが入った時にはハイヤーがあってデマンドがあってライドシェアみたいな。直接ライドシェアの予約が入る時もあるのですが、ハイヤーやデマンドバスが予約でいっぱいだった時にはライドシェアがありますよという促しも受付でやっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　平日の日中に関しては、ライドシェアはハイヤーとデマンドで溢れた方がライドシェアを利用すると理解していいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　数字の方をしっかりと見れてはいないのですが、ハイヤー、デマンドバスがいっぱいだった場合はライドシェア。直接ライドシェアを使いたいんだという予約がダイレクトに入る場合もあることは、利用状況の中ではあるのかなと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　確かに空白時間の補填のためにこのライドシェアが今実証実験行われているところでは、一番の役割は公共交通がない時間をそこを担っていることで平日、日中に関しては平常運行しているのが中心になるということで理解しました。今回ＭＩＴＴを使ったライドシェアを行っているのですが､こちらのドライバーさんは何名確保して運行しているでしょうか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　全部で12名登録していまして、そのうち町民の登録が４名になっています。その他シフト上、なかなか対応できない場合、また、９月の実証期間中についてはシルバーウィークということで祝日かなり

入っていますので、対応できるように穴が空かないように職員も登録していまして全部で12名となっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　１日の担当というか、例えば１人８時間上限で自分の時間を担当するとか、どういうシフトになっているかお聞かせ願います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　平日ですと朝の８時半から20時なので19時45分まで受付時間になっているのですが、基本は労働時間の関係があったりして、半日前半と後半とでシフトを大体２人で回しているのが通常かなとなっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　１日を２人で回すということで１週間働くとしたら労働時間の問題もあるとは思うのですが、この住民の方がどれぐらいの出動になるかはわかりますか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　町民のドライバーさんがどのぐらい稼働しているかですね。先ほど登録人数職員入れて12名とお話をしたのですが、基本は町民登録されているドライバーさん４名でシフトを回せるように組んでいまして、今のところは町民ドライバー４名で稼働している状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　これ私がこれを聞いたのは町民ボランティアという考えなのか、それともある程度収入に結びつける考えがそこにあるのか。これが今、実証実験中ですが、仕事として成り立つようにやっていくことなのか、それともボランティア精神というか、共助の中でやっていこうとしているの

か、そういうところをお聞かせ願いたいです。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず今、運行していただいている町民の方々も、もちろん賃金については発生していまして、時間あたりで算出して出しています。そういった意味では無償とかボランティアではなくて、しっかりと雇用契約を結んだ上でやっていただいています。その上で今後の可能性ですが、実際、公共ライドシェア自体は交通空白の解消に向けた取り組み実証の一環となっています。そういう意味では平日走らせているのも各地区にハイヤー１台。ハイヤーが実際に稼働しているもしくは遠くに行っている場合についてはハイヤーが予約できないので、そこをデマンドもしくはデマンドが出ている場合については交通空白になるのでライドシェアの形で平日も実証でやっています。また、土曜日昨日もお話がありましたが、日曜は公共交通ＪＲが走っていますが、それ以外は運行していないということでそこもライドシェアで実証でやっていますが、実際この１か月やってみて今夏場ですが、昨年は12月に実証をやっていまして、夏冬どういった時間帯に利用ニーズがあるのか、曜日によってはないのかを見極めた上で実際にライドシェアが通年でできるのかをこの実証の中で得られた数字を分析しながら実際どこまでできるのかを分析してやっていかなければならないので、今その段階で、通年でドライバーさんが仕事としてできるのかはご答弁としては難しいかなと思っています。今ライドシェア自体は９月１日からの２週間まで来ているので残り２週間になります。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　理解しました。今使っているＭＩＴＴですが、これは今ライドシェアのみの運行の対応と聞きましたが、運用状況が前回より改善されているかということと、デマンドにも対応していくことをお聞きしているのですが、そちらの開始はいつごろになるのか、そしてそれはハイヤーにも対応されるのかお聞きします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まずＭＩＴＴのシステム自体ですが、昨年一度使って、また今回入れていますが、都度開発ということで町民利用できるよう

に上手に使えるように都度改善をしているところです。なので、そういった意味では昨年よりも使いやすくなっているのかなと思っていますが、この実証を通じてさらに改善ができるのかなと思っています。また、ＭＩＴＴシステムのデマンドバスへの導入に関しては、今年度デマンドバスへの導入も考えていまして、予定では、この秋もしくは冬ぐらいにはデマンドバスにもこのＭＩＴＴシステムを入れてデマンドバス仕様の改善をした上で開発をした上でデマンドバスにも今年度まず入れてみたいと考えています。あとご答弁漏れありましたか。

○５番（内藤圭子君）　ハイヤー。

○企画担当課長（木村誠君）　そうですね。ハイヤーの方はまずライドシェア、デマンドバスについてはこちらでしっかりとできるのですが、ハイヤーについてはハイヤー会社さんがどうしても関係してくるものですから、すぐにハイヤー会社さんにＭＩＴＴシステムを入れられるかというと今すぐにとはお答えができないかなと思っています。ただ、こちら将来的なお話になりますが、もちろんハイヤー会社さんの意向もありますが、ハイヤーとデマンドバスもしくは将来やるとなった場合のライドシェアといったところまで一体的に同じシステムを使って入れることで配車管理システムは確かに機能はしてくるのかなと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　そうすると人手を少なくできるのではないかなと思ったのですよね。一元的に管理することができるようになったら、人手が要らなくなる分ドライバーさんに回せるのではないかなと考えたのですが、そこは民間の考えもあったりするので、ここはどうにも判断つかないことだと思うので、ただ、ライドシェアとデマンドについては今までより人手を減らすことができるのではないかなと今の話を聞いて思いました。公共交通のことを調べていくと、どこの町も自分の町に合わせたオーダーメイドなんだなと実感しました。安平町はデマンドバス、循環バス、アプリとしてＭＩＴＴを利用したライドシェアの実証実験を行っているわけですが、ライドシェアに取り組む前に地域公共交通の視察にどこかに行かれたかということと、今後住民を運転手としてこのライドシェアをどうするかといった時に先進地などを視察に行く考えなどはありますか。お聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　ライドシェアの実証にあたりましては、前段でむ

かわ町と洞爺湖町に視察で行っています。また、かなり古いですが、デマンドバスを導入する当時平成24、25年ぐらいに導入しているはずですが、その前段では商工会と一緒に伊達市に視察に行きながら、いろんなところを見ながら運行にあたって検討材料にさせていただいています。

○５番（内藤圭子君）　今後。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今後については必要に応じていけるところがあれば参考にさせていただきたいなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　ライドシェアとは直接関わらないかもしれませんが、当別町で自動運転の関係とかもさまざま先進な取り組みを行っている自治体が多いので、苫小牧市でも私も乗らせていただきましたし、職員も十勝圏の実証実験をやっている自治体にも行っていますので、視察は随時行ってはきています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　やっぱりやっているところを見て、話を聞くのが一番手っ取り早いかなと思ったので質問させていただきました。では２番の質問に行きます。ライドシェアを含む公共交通の予算について伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　それでは６月補正までを含む令和８年度予算でお答えします。まず、公共ライドシェアについては今年度の実証にかかる事業補助金や車両の維持管理経費等で合計713万1000円を予算措置しています。事業補助金には、配車管理システムＭＩＴＴの開発経費や実証運行時のドライバー経費、運行管理経費などが含まれています。その他循環バスの運行関連経費に約2876万円。デマンドバスの運行関連経費に1972万円。ハイヤーの維持確保にかかる関連事業としてハイヤー運賃半額助成金やドライバー役を担う地域おこし協力隊２名の配置経費に1727万円。その他ＪＲの利用促進策な

ど公共交通の予算全体を合計しますと約7557万円ほどの予算規模になります。なお、ここから補助金や特別交付税措置分の収入見込み分を差し引いた実質負担額のベースでいくと約5500万ほどになっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　金額ベースで約5500万円ということでしたが、この5500万には乗車運賃分は含まれているかどうかお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　こちらで収入で受けている分も差し引きして実質5500万になっています。こちらに町で予算収入見ている分については先ほど言った、差し引きの分で内訳を言いますと、まず、循環バスの運賃収入は少額で41万円ほどです。その他共通回数券の販売収入で190万円ほど。あと先ほどの公共交通関連の補助金ですね。国からいただく補助金が循環バスで240万円ほど、ライドシェアで今回採択受けまして480万円、その他に地域おこし協力隊の関連経費1000万円ほどが別に地財措置されている状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　ライドシェアの空白地域研究対策とかってやつでしたか。それは昨年800万ぐらいだったと思うのですが、何年分使えるのかどうか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　公共ライドシェアの実証実験ということで採択を受けていまして今年度２年目になりますが、基本的には本格運行することになればこのライドシェア分の補助金がないので、そこの財源については考えなければならないと思っています。なので公共ライドシェアをどういった形で運行するのか、それによって事業費規模も決まってくると思いますが、そこに対する財源がなかなか見つかっていないので、そこも含めて検討していかなければいけない状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　補助金がないとできないなら、この事業は難しいなと聞いて感じました。それに関連してですが、ドライバーさんに時給をお支払いしているとさっきおっしゃっていたのですが、この時給がいくらになっていて、事業ベースを載せるためには、どれぐらいの利用が必要と考えているかお聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　ドライバーさんに払っている金額、すぐに出てこないのですが、その公共ライドシェアでどのぐらい人が乗って採算が合うかについては、まだしっかりと検討ができていなくて、どのぐらいの時間帯、曜日含めて運行させるかといったところを分析をした上でないと、なかなか事業費規模は出せないなと思っていまして、そういった意味でドライバーさんがどのぐらい働けるのか等も含めて、運行できるのかも含めて検討しなければいけない状況です。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　今の大前提が共通回数券とか免許返納に対する無料で使える券をお配りして、それが間接的に町民を介して補助金の形で町の支援にも回って、それで何とか運行しているとのことですから、まさしく、ただ利用者が増えればそのまま経営が成り立つのかは別問題だと思っています。また、前段の質問でもありましたが、早来地区にあったハイヤー会社が撤退廃業したのは人員の問題だったり、まさしく収益の問題。コロナ禍も重なったことで利用者が激減して、利用者が今までもギリギリでやっていたのに、これから人口減少に入って経営が先が見通せないこともあって撤退したということ。また、地域おこし協力隊員にドライバーを今、配置していますが、それとて終了後そのまま会社に入りたくても今の地域おこし協力隊制度を活用した給料をいただいているわけですから。そこと実際との格差の問題もさまざまありますので、今、実証実験でやっているライドシェアについても木村課長が説明した課題が本格的実施に対してあるということだけは申し上げておきます。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　この問題が複雑で難しいことがよくわかりました。ただ、お金をかけて今やっているわけなので、より安平町に適した公共交通を考えて行かなくちゃいけないわけなので、そのためにもこの今やっている実証実験の利用者が増えないとダメじゃないかなと今思いました。ＭＩＴＴはＭＯＮＥＴより安いという話を、昨年私同じことを公共交通の質問をした時に伺ったのですが、ＭＩＴＴに関してどう今までお金がかかって、今後どのような利用になっていくのかお聞きしたいと思います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず今年度行っている実証実験でのＭＩＴＴ、この秋から冬にかけて入れるデマンドバスでのＭＩＴＴ。これらのシステム開発経費を含めて今年度は270万円予算を計上させていただいています。その上で来年度以降ＭＩＴＴシステムを本格的に使っていく場合については、今、金額出していただいている部分ではライドシェアを本格的に導入するとなった場合は200万円ほど。その他にデマンドバスの本人も合わせて入れれば、プラス70万円から80万円ほどなので、合算ですべてやると270万から280万ぐらいとはシステム使用料と聞いています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　金額はわかりました。これライドシェア使う、使わないは今後の検討になっていくし、他の公共交通もどのように組み合わせていくかが今後の検討になっていくと思うのですが、ＭＩＴＴを使うことで受付が一元化されたり、人員が削減することができたり、人がいない時間に受付ができたり、いろいろなメリットを知ることができると聞いていたのですが、前回まで使っていたＭＯＮＥＴについてはスマホじゃないと予約ができないということで、結局利用が伸びず去年で終わったということだったのですが、金額については安いと聞いていたのであまり安いわけではないんだなということがわかりました。今ライドシェアの料金はハイヤー料金の半額助成と同じ料金で運行しているのですが、この半額助成があることで町民の方たちはハイヤーを気軽に使って町の中を移動することができています。この半額助成はいつまで続けるのか、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。また、デマンドバスや循環バスの料金改正も考えているかどうかお聞かせ願います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず１点目、大変申し訳なかったのですが、先ほどのＭＩＴＴのシステム経費だったのですが､総額では変わらないのですが、私ライドシェアで200万とお伝えしたのですが､デマンドバスの方を入れた場合には200万｡ライドシェアを合算して両方使うとなれば270万から280万ということでデマンドバスでいうと200万ぐらいということです｡その上でハイヤーの運賃半額助成の関係ですが、こちらについてはコロナ禍からこの半額助成、運賃助成をやっていますが、その後については公共交通の維持やハイヤー支援もあって行っているものでして、先ほどお話したようにハイヤーとデマンドバスがしっかりとうまく機能しているといういいバランスにはなってきているなと思っていまして、もちろん財源的な部分がありますが、町民の足を守る観点では財源を見ながら継続できるといいのかなと思っています。また、デマンドバスの料金については、商工会と一緒にやっていますデマンドバスの協議会がありますが、こちらではまだ運賃については、特段お話は出ていない状況です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　安い料金で町民が使えることが一番だと思いますので。そのような検討が上がっていないということで理解しました。３番の質問に行きます。現状を踏まえて今後の方向性をどのように考えているかお聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず１点目として、町民の皆さんの移動を支えるため交通手段を効果的に確保することが必要と考えています。今後も近隣都市を結ぶＪＲと路線バス、町内移動を支えるバス、ハイヤーと複数の移動手段を維持することが大事だと考えています。２点目として引き続き地域の交通事業者をまもる立場と取ってまいります。現在も循環バスやデマンドバスは地域の交通事業者が運行を受託する形になっていますが、ドライバー、車両、運行管理体制、経営ノウハウなど民間の力を借りなければ継続できないことが数多くありあす。以前、早来地区の交通事業者が撤退した際に町内に大きいな不安が広がりましたが、再び町内の貴重な交通事業者がなくならないよう支援と共存に配慮していきたいと考えています。３点目として現体制

で生じる交通空白においては、現在運行している公共ライドシェアの実証結果を基に実際の利用需要やハイヤーデマンドバスの保管が必要な日時、曜日帯を分析した上で町の財政負担額を考慮しながら、公共ライドシェアの運行導入についての必要性有無の検討をしていく必要性があると考えています。いずれにしても60代以上で自家用車を持たず日常の生活移動に公共交通が不可欠な方々が町内には多数いらっしゃいます。そういった方々の移動手段を継続的に確保できるよう努めていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　あまり具体的じゃないと思ったのですが、現在ある安平町の公共交通、循環バスやデマンドバスの利用が増えてきたと実感するまで３年、４年、５年かかっています。私が聞いた道内の町では、今年３年目の公共ライドシェアの実証実験を行っているという話を聞きました。昨年は800万ぐらいの補助金があって今回は480万の補助金で、先ほどもこのお話に触れたのですが、安平町はこの実証実験を、何年を目途に計画しているかお聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　昨年と今年の２年で計画しています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　昨年12月の実証実験と今回の９月１か月の実証実験で、安平町のライドシェアについては、どうしていくかの判断をされるということでよろしいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　そうですね。現状はこの２か年の夏と冬の分を踏まえて分析していきたいと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　今の話を聞いて、なおさら利用率を上げていく必要性を感じました。より一層町民の皆さんに使ってもらえる広報が必要ではないかなって思ったのですが、この２回で安平町のライドシェアを決めるということはわかりました。北海道におけるこのライドシェアの運行母体についてやっている方から話を伺ったところ､ライドシェアは町がＮＰＯに委託したり、町が直接運営するのが大半で実質ＮＰＯとかが独自でやっていることは、ほとんどないとのことだったのですが、安平町としては運行する場合、運行主体をどう考えているかお聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　内藤議員おっしゃっているのは、公共ライドシェアと一般ライドシェア、日本版ライドシェアの違いだと思っていますが、今公共でやっているのは公共ライドシェアでして、こちらの方が地方自治体やＮＰＯ法人などが主体とする場合に公共ライドシェアになるということです。こちらを実際に実証を踏まえてやっていくかも踏まえての検討にはなりますが、それも含めてどういう主体がしかもその公共が実際に主体になっていった場合に先ほどもお話にあったドライバーさんの確保とか曜日も含めて、稼働ができるのかといったあたりも総合的に検討していかなければいけないなと思っていまして、実証は先ほど申し上げたとおり、昨年、今年としていますが、それを踏まえた上ですぐに何かしらの結論を出すというわけでなくて、しっかり分析した上で検討したいなと思っています。また、すでにハイヤーとデマンドバスの方が先ほどからお話しているとおりで、ある程度ハイヤーが不足している場合にはデマンドバスが補完役になって機能している状況もあって、その辺りをニーズも含めてもう少し分析しなければいけないのかなと思っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　私もそこは慎重に検討しないといけないのではないかなと思いました。次の質問ですが、この実証実験中なので今後のことはこれからだと思うのですが、現在、町にはＪＲやあつまバス、循環バス、デマンドバス、ハイヤーとあるのですが、さらにその交通空白ということでライドシェアを実証実験しています。これらの中で何と何を合わせるとか、減らしていく考えがあるかお聞かせください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　内藤議員おっしゃるとおりで、安平町はＪＲから民間路線バス、さらにハイヤーまでとなると、かなり公共交通の体系としては確かに便数が少ないとか走っていない曜日があるとか、確かにいろいろと課題があったりしますが、交通体系全般としては、かなりしっかりと体系としてはあると認識しているところです。そういった上で今のご質問についてですが、実証実験を通じてまとめるという選択肢はまったく可能性としては否定はないのかなと思っています。選択肢の一つとして議論の中であってもいいのかなと思っています。特に具体的に言うとハイヤーとの棲み分けの課題もありますが、デマンドバスの利便性をもう少し高めることで交通空白の解消には近づくこともあろうかと思っています。そういった観点も含めて実証実験を通じて安平町のより最適な公共交通の体系が何なのかを分析検討したいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　これはいろんな検討の方向なので一つとして聞いてもらえばいいと思いますが、車両は台数が限られている。デマンドバスは先ほど説明したように１．何倍、2.3倍とか利用が伸びてきている。一方で昨日も出ましたけども土日だったり、イベントに行きたくても行けないような課題もある。ですから、そこを今、答弁した部分ですが、それを公共ライドシェアの車両として限定しないで普段、例えばデマンドバスの車両として行きながらその空き時間を使って公共ライドシェア的な動きをさせるとか、ですから可能性方法は少ない車両とドライバー、あとは町民を含めた二種免許持っていなくても登録して研修を受けて公共ライドシェアの運転手として町民の方も今登録していただいていますけれども、そういったことを最適化を図っていくためには、どこかを視察してわかるというわけではなくて、安平町独自の地域４地区ある地域特性も含めて解決していかなければならないと思っていますし、それの根幹となるＪＲ、ＪＲとの接続がなければ機能しないところもありますから、そういったところ含めての分析をしていかなければならないと認識しています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　私も町長がおっしゃったことと同じことを考えていたの

ですが、今、ライドシェアの実証実験を行っているのですが、今、デマンドバスやハイヤーの運行を日曜休日夜間の運行をするように町が補助するということでそこが賄われていくのではないかと単純に考えたのですが、そのような考えはいかがですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　そういったところも含めて今回実証実験を通じて、もちろんハイヤーとかになると民間事業者さんの兼ね合いもありますので、そういったところも実際にできるのか。幅広にまずは検討していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　この実証実験、たった２回と言って申し訳ないですが、この２回を踏まえて今後の安平町の公共交通をどうしていくかを検討していくにあたってお年寄りが使いやすいことで元気なお年寄りが増えるというのは実感しています。お年寄りが使いやすいということは、誰でも使いやすいと思うのですよね。そういう公共交通があることで皆が元気に街の中、交流して動くことができるということは町を盛り上げることにもなるわけですし、ぜひ使いやすい公共交通を今回の実証実験を踏まえて検証してほしいなということで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原直治君）　以上で５番、内藤圭子議員の一般質問を終わります。次に９番、鳥越真由美議員の一般質問を許します。

【通告№８　９番　鳥越　真由美】

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　９番、鳥越です。今回は２つ質問をさせていただきます。１つ目として子育て環境の充実、安心につながる教育とはということでまずは質問させていただきます。安平町は2017年３月に第２次総合計画の中で大きく舵を切り、教育を柱としたまちづくりを進めてまいりました。震災という危機を乗り越え目標としていた子育て世代に選ばれる町と実際になっ

てきており、人口も増えてきています。住む場所を問わず、子育てには不安が尽きません。不安の原因となる、知らない、わからないを少なくすることをできるよう昨年に引き続き子育て環境の充実を目指して質問させていただきます。では１番目として安平町の教育の柱、教育コンセプトとしてのあびら教育プランにある遊び、学び、挑戦がどのようにつながり成長する中でなぜ必要であるのか伺います。

〔下出社会教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下出社会教育担当次長挙手。

○社会教育担当次長（下出佳史君）　ご質問のつながりと必要性についてですが、あびら教育プランは人は遊び、学び、挑戦という経験の連続の中で自分らしさを形作って生きるという人間界に基づいています。まず、遊びはすべての活動の原点であり、自発的な試行錯誤や没頭を通じて知的好奇心の芽を育みます。次にその遊びから生まれた疑問や関心は、地域との出会い等を通じて視野を広げ、知識を深める学びへとつなげています。そして深まった学びは新しい物事や社会へ一歩踏み出す挑戦へとつながっていきます。このように遊びが学びへ、学びが挑戦へと循環していくことをさまざまな場面で促していくことがあびら教育プランです。必要性については、子どもたちの成長過程においてこれからの社会を生き抜く力を培う。受け身ではなく自ら課題を発見し、主体的に解決し、他者と協働しながら新しい価値を作り出す。こうした経験の積み重ねが子どもたちの自己肯定感を高め、生きる力を育むものと考えています。今後も学校、家庭、地域社会が一体となり、この遊び、学び、挑戦のサイクルを支える環境づくりに努めていきたいと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　ご回答ありがとうございます。なぜ今、この自己肯定感を高めるとか、生きる力を育むことが必要なのかを委員会としては分析しているでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　自己肯定感と生きる力については、この力自体は今始まったことではなくて、過去からずっとこの力を育んでいきたいということで取り組んでいました。国の方で言われている自ら学ぶ、自ら考え、自ら行動する。この辺について主体性とか探究心、実践力といったと

ころを育んでいこうという国の方針ですが、ここに安平町のこれまで育んできた地域の良さといったものを加えながら、自己肯定感、生きる力といったものを伸ばしていこうというのが、あびら教育プランですので、自己肯定感、生きる力というのは先ほど申し上げたとおり、これまでも各課でずっとここについては取り組んできたところですが、それに地域の良さを組み込んでいこうということです。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　併せて今の子どもたちがどんな人生を歩むかを考えています。今の子どもたちは大体２人に１人は１０７歳まで生きるといわれています。その中で今ＡＩが出てきています。となると仕事が大きく変わるだろうと。となると仕事が一緒の中で２回、３回転職するのが当たり前になってきます。その時に仕事が変わった時に受け身ではなく、自分の興味や関心を持っていて次はこの分野に次はこの分野に、その中で自ら学んで新しい仕事の知識や技術を身につけていく。そしてその時には自分に自信がなかったら果たしてその一歩を踏み出すことができるのだろうかと。そういったことを考えて行くと、今の子どもたちは今までも大切でしたが、なおさら自分のことを肯定できて自分に自信を持っている。それと好きなこととか関心がわかる。そして一歩を踏み出して挑戦していける生きる力が必要だとそのように認識しています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　これからの子どもたちニーズも少なくなって、自分で選んで行かなきゃ生きていけないんだなとは感じています。このうちの町の教育の柱であるあびら教育プランですね。これは本当に重要だと進めているのはわかります。それを支える体制が今３年目、４年目ぐらいに入ったと思うのですが、始まった当初、株式会社ファンディングベース様の協力とか知識とか知見とかをご協力いただいたり、それから募集で来ていただいた地域おこし協力隊などウチの町の求めていることが進みだしたのはその皆様のおかげだと思っています。大変評価も高く、他所の町の方々からも評価されることが多いです。今後の体制づくりがとても心配なので、それをどのように考えているか伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　議員おっしゃるとおり、これまで委託事業、協力隊を活用しながらあびら教育プランを実践してまいりました。ただ、あびら教育プランの基になるものはこれまでの議会でもお話したことあると思いますが、ふるさと教育学社融合があって、地域学校、社会教育主事、教育委員会ですね。これらが一体となって進めてきたもの。それを震災後にまたさらにあびら教育プランの形で民間事業者、協力隊という方々にご協力いただきながら、改善しながらこのような事業に展開させていただいているところです。お話があったように民間事業者、協力隊の力はかなり大きくて一歩二歩進んだものと考えていますし、議員おっしゃるとおり、任期もありますので、これからの体制づくりは重要になってまいります。協力隊も３年という任期ですので、これからについては地域、学校でも力になっていただく場面もありますし、継続しての協力隊の活用、教育課程支援事業については継続して協力隊を活用していきたいと思っていますし、教育指導グループの人材確保も必要になってまいります。いつまでも何か単発的に頼ることではなくて、ここで明確にお話できるまで進んではいませんが、継続していくことは大切ですし、ただ継続するだけでなくて、その時代に合った改善できる体制づくりに今後シフトしていきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　先日、追分小学校に私の所属している団体の一員としてお誘いいただいて、お茶を点てるという子どもたちの要望に応えた形で行かせていただきました。その時に大事だなと思ったのが、コーディネーターの役割の人たちが地域にすでにあるポテンシャルみたいなものを学校の子どもたちとつなげてくれている。学校の先生もわからないし、たぶん地域おこしだとか事業者の方もわからない中でコーディネーターがうまく引き出してつないでいるというのは感じて、このコーディネーターという今養成講座みたいなのをやっていると思うのですが、今、それはどういう方向性を目指して、私が今感じているような地域と学校をつなぐことを目指しているのか、それともももっと違うことを目指しているのか。それと合わせて今いる地域おこしや事業企業から来ている方とかで本当に素晴らしい人材の方がたくさんいて、任期が終わってしまってご本人の事情もあると思うのですが、離れてしまわれるのが大変残念だなと思われる方もたくさんいるので、そういう方々と今後についての話し合いをしているのかどうか、この２点についてお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　コーディネーターの関係と人材確保のご質問かと思います。現在コーディネーター研修させていただいているのは地域学校協働本部、その設立を視野に入れながらコーディネーター研修をさせていただいています。議員の方からありましたとおり、地域と学校をつなぐ、また、団体と団体をつながるというコーディネーターを目指しながらやっています。ここは協働本部のコーディネーターではありますが、また、教育委員会としても社会教育主事が配置されていますので、このコーディネーターの育成、支援については社会教育主事、先ほど申し上げたコーディネーターは地域学校、地域と地域、団体と団体という体制づくりができればと考えています。ですので、地域と学校も主とはなろうかと思いますが、それ以外の部分も含めたコーディネーター育成を検討しています。それから協力隊の任期終了後ですが、お話あったとおり、素晴らしい人材の方が応募いただいて採用できているところですが、当然３年の任期があります。なかなか直接的に教育委員会事務局として任期終了後はお話は本人ともさせていただいてはいますが、現時点でこうだということは明確に言えないところではあるのですが、何とか残っていただく方法とか、関わっていただく方法を探しながら任期終了後も何とか最悪関わっていただける形になるかなと考えています。が、ここは本人の意思もありますので難しいかなと考えています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　全体像として私からも話をさせていただきたいなと思います。現行の総合計画は教育子育ての町を作るというゼロイチのところでした。０から１を自前ですべて行うのが非常に難しいので外部人材だったり、外からの企業の力をお借りして０から１を作ってきたのが現行の総合計画だと思います。また、それが次の総合計画現在策定中ですが、子育て教育は引き続き力を入れていく方向性は見えていますので、そうなると今度は０から１ではないと思います。これは次の例えば５から６もそこも外部人材と外の企業に頼るのかというと、そこはこれからは自前で自分たちで作り上げていくという方向になっていくのかなと思います。ではそれは誰が担うのかという話になりますので、ですから地域学校協働本部の形をとりまして、地域にある力、そこにもう一度目を向けて地域の方と学校をつなげて、地域の教育力をもう一度高めて生きながら進めていきたいと。ただ、如何せんそこにはコーディネーターは必要ですので、そのためのコーディネーターの養成を今講座を行っています。町民が18名受講しています。ですので、その１８名の中からあびらコラボセンターという名称で進めようという考えで動いていま

すが、その中のコーディネーターとして教員の先生方の力もお借りしなければいけませんので、安平町独自の教職員プログラム、研修プログラムを今構築しています。ですので、特色ある教育を教員の力で支える。また、地域の力でも支える。そして公私連携のこども園がありますから、公私連携の力で幼児教育から支えていく。いろいろなところからこれからは内製化を目指していきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　心配していたので少しホッとしました。地域の方も先ほど言った追小の授業もそうですが、行かれた地域の一緒に行った方も本当に自分たちが活用されるということが物凄い嬉しかったみたいで、それでまた何かあったら声を掛けてって私がお願いしていることではないのですが、子どもたちと触れ合うとか、自分が何か地域で役に立つことが高齢の方だったりしても生きがいになっているんだなと感じています。先ほどのコーディネーターもそうです。18名参加してくれている。いろんな広報から写真とかも見たり、事業とかイベントで中の人々と関わることもあるのですが、そういう人たちって私も昔そうでしたが移住者だったり、もともとここで生まれ育っているとか、別に教育を受けたくてこの町に来たわけではないけれども関わるようになっている若い子育て世代が２番目に移りますが、そういう時代、場所に関係なく子育て中はさまざまな不安を抱えている状態です。安平町のような小さな自治体で子育てする中では、漠然とした不安としてよく私も聞かれるのが、相談されたりするのが都市部との教育格差や将来の進学先について皆さんどこへ行かれているのですかって。どういう学校に進学しているのですかって。でも私の知っている範囲はとても狭いのでわからない。知っている。誰々とは言わないけれどもこういう学校に進学しているみたいだよとはお伝えすることはあります。これまで町内生徒の進学先の情報がまったくないことも不安の一員になっているようです。そこで年代や個別の学校などが特定されない形での情報提供が可能かどうかを伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　小規模の学校ですので難しいところはあるのですが、個人の特定につながらないように配慮できれば年代個別の学校などが特定されない形で情報を出すことは可能だと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　例えば過去５年間とか過去10年間、やっぱりあまり古くなるとでも20年間この教育の総合計画が始まってから20年間なので、20年間、10年間、５年間って見えると私が例えば慶応に行きましたとか、京大に行っていますとかって私個人的には追中を卒業して他所の高校に行って高学歴な京大とか行っているのは知っていても、その私は追分側に住んでいるのでどうしてもそういう人につながりやすいのですが、追中まで追分で公教育で学んでもきちんと目指す、自分で選んでいける進路が選べるんだということを知ると安心してウチの町で公教育で育てることに自信を持つんじゃないかと感じています。その中で個別の学校だったり、個人が特定されない形だったら大丈夫じゃないかと今、答弁いただいたので、今後出していただけるかなと思っているのですが、安平町で受けた教育がどこでもつながることがわかると保護者の安心や選択する上での参考につながるのではないかなと考えています。その時に学校生徒とか保護者とか本人ではなくて乳幼児、小さい子どもの保護者とかにガイドブックというか、どういう形かはわからないですが、そういう人たちが知る場面が今後必要になってくるのではないかと思っています。早めの情報提供ができないかどうかもう一度お願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　個人の特定につながらなければ、逆に言えば可能かと思いますので、学校との協議も必要かと思いますが、協議の上可能な限り過去５年とか遡って広い世代にということを視野に入れながら検討させていただきたいと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　それと残念なことだったりするのですが、若い子育て世代とお話する機会が結構あります。その中でまだ学校には入れていないけれども新しい学校へのネガティブなご意見を地域の大人から聞かされるのがとても悲しいっておっしゃる方がいて、それ子どもたちも自信持って行ってもらいたいし、自分たちも自信持って行かせたいけど、今行かせているわけではない大人の方々にそういうネガティブなことを聞かされると、本当に残念に感じますとは言われるのです。なので、地域の人がまだまだちゃんと知らないのではないか。何をしているか、どういうものを目指しているか。それが地域にどう還元されるかというのを知らないことが大変多いのではない

かなと。だから本当でしょうか、その話はという情報がネガティブに伝わっていくことがあるのではないかと心配しています。なので、もっと地域への情報発信も必要なのではないかと思いますが、それに関して受け止めをお聞きしたいです。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　教育委員会としても、教育委員会が行っている授業そのものもなかなかわかりづらいというご意見なんかもいただきまして、ＣＦＣＩマガジンも作成させていただきながら、一旦手に取ってもらえるかどうかもありますが、作成しながら少しでもご理解いただきたいということでやっています。また、学校においても学校だよりなんかも作成してはいるのですが、なかなか目に触れる機会がないこともあろうかと思いますので、いただきましたご意見を参考にこれまで以上に地域の方にもわかっていただけるような情報提供を目指していきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　保護者もそうですが大人ってデータとか大好きなんですよね。誰々に評価されているとか、誰々が言っているからとかって、割とじゃあ大丈夫なんだとか、この人が言っているから大丈夫なんだというのが割とあって、先ほど一番最初に聞いた遊びが重要なんだと。すべてのことにつながってこれからの子どもたちに必要なものをそれで補完しているんだということを世界的に見ても今それが大変評価されているんだってことを私が言っても、たぶん誰もへーそうなんだみたいな感じになるので、きちんとデータを持っているそれを表現できる、例えば大学教授とか結構いらっしゃるので、そういう人を呼んで講演会とかイベントなども考えていけないかどうかお聞きしたいです。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　講演会と、例えば限定的ですが地域学校協働本部といった事業を進める上で講師を呼んだり、ＣＦＣＩの研修事業を教員中心でやっていたのですが、それにも町民にも参加してくださいというところでちょっとずつ進めてはいるのですが、講演会等についてもその時々のニーズに応じてできる体制は必要なことですので、講演会子育て講座もや

ってはいるのですが、参加者が限定的だったり、目的が限定的なのですが、そういったことを繰り返しながらやっていきたいと考えています。また、遊びが重要だとご意見をいただきましたが、今度またそこだけだと遊びをどう捉えるか難しいところもありますので丁寧な説明をしながら地域の皆さんにご理解いただけるように努めてまいりたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　ぜひ知見を持った方々のご意見をいただけるように、今後進めていただきたいと思います。３番目ですが、手狭になっている教育施設に対する考え方を伺います。はやきた子ども園と早来学園が窮屈になっている現状を踏まえ、早来地区のみなくるや追分地区のいぶきなどの施設について、町内の施設全体の活用の仕方を見直す必要があると思いますがいかがですか。また、利活用できる施設とできない施設を整理し、町全体として幅広く使えるようにできないでしょうか。見解を伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　手狭となっている教育施設に対する考え方についてですが、施設全体の利用状況、また、１日の時間帯による利用状況により有効活用していきたいと考えています。はやきた子ども園及び早来学園の現状については、児童数や共働き世帯の増加に伴う学童利用児童の増加といった社会的変化の影響もあり、施設が手狭になってきている現状を認識しています。こうした状況への対応として、はやきた子ども園内にある放課後児童クラブ及び児童センターの機能について手狭となっている現状を解消するため、早来学園の教育活動が終了した時間帯の放課後に地域開放区域を活用した取り組みを今年度より進める方向で検討しています。子どもたちが安全でゆとりある環境の中で活動できるよう早期の具体化に向けて関係機関で調整を図っているところです。また、議員ご提案の利用できる施設とできない施設の整理については、施設をより友好的かつ幅広く柔軟に活用していくための重要な視点であると受け止めています。今後はそれぞれの施設が持つ本来の機能や管理上の制限などを整理しつつ、子育て教育環境の向上や地域住民の利便性向上につながるような効果的な施設の在り方、活用方法について検討していきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　昨日の一般質問の中で、来年度は早来学園のスペース的なものは窮屈さが緩和されると理解しました。その上で特別支援学級とか、支援センターみたいなものにはスペース的なゆとりが本当はもっと必要なのではないかなと思っています。まず１つ目それの見解を伺います。併せてご答弁にあった放課後児童クラブや児童センター機能を地域開放区域の活用の検討という答弁でしたが、地域住民の活用が大変増えているのではないかなと思っています。それが可能なのかどうか。せっかく地域住民との間接的な交流の場としても認知されてきている中で２点について伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　早来学園の関係ですが、特別支援学級についてはかなりの学級数が増えていますので、普通学級については解消予定ですが、教室数で考えるとかなり手狭です。また、現在校内支援センターの設置も検討していますが、そもそもの教室数が少ないところもあり、校舎内に作ることがかなり難しい状況です。このようなことから特別支援学級については一つ一つの教室が通常より広く作られていますので備品、例えばパーテーションを設置するといった対応をしています。支援センターについても近隣の施設を活用しながら設置できないか、現在、早来学園については検討していますので、いずれにしても手狭であるところは変わりありませんが、そうは言っても各種事業だったり、進めなければいけませんので、あるものを活用しながら何とか対応しているのが現状です。それから児童センター等の早来学園の地域開放区域の利用についてですが、ここもいきなり一定の時間帯を占有するということではなくて週に何日かこの時間帯でというところで当然地域の利用も伸びてきていますので、それはそれで大変ありがたい話ですので、ともにいいような活用が部屋数も開放区域がありますので、人数、利用実態に合わせてうまく活用できればと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　やっぱり特別支援学級というのは、スペース的なものが大変求められているのかなと思っています。こども園の支援センターも同じかなと思っています。隣接する、みなくるですが、学校とか教育はどうしても区域が決まっていますので、あまり遠くへとはならないのかなという中で、みなくるがせっかく隣接しているので、以前からあそこを活用していけないかなと支援センターとか特別学級の移動がそこでゆっくりと場所の確保

などできないのかなとは個人的に思っています。今のその活用している団体の皆様とか、どうしても早来地区でなければダメなものなのか。いぶきって勝手に言っちゃいましたけど、まだ商工会の建物であって町に譲渡されているものではないですが、予定されていることもあってスペースも勿体ないので、いぶきに限らないですが、移動してもそこが事務所としてやっていける団体がもしあるならば、みなくるの教育的な活用というのは可能性があるのではないかなと思いますが、そこへの見解を伺います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　みなくるは教育施設ではありませんので、答弁が難しいところですが、教育委員会としても教育施設ではないにしても公共施設ですので、有効活用させていただきたいという考えはあります。ただ、みなくるについてはお話がありましたとおり、定期的に開催されている団体が複数あります。その中でそれらの活動を妨げない中で教育事業についてもみなくるについて活用できるのであれば利用させていただき、学校、こども園に付随する機能もありますので、教育施設だからということに囚われず有効活用できればと考えています。教育委員会としても、みなくるの活用は視野に入れながら具体的になれば担当課と協議させていただきたいと思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　担当、担当で施設も決まっていますし、そこは難しい部分もあると思うのですが、でも特別支援学級はあまり移動させないとか決まっているところがあると安心感もあるので､間借りみたいなものではなく、進めていってもらえたらと思っています。では次の質問に入ります。大きい２番目として、防災を見据えた高齢者世帯の不要品の整理に対する進捗状況を伺うということで質問させていただきます。自然災害が本当に止まりません。また台風が発生している。いつかまた自分たちも次こそは命に関わるのではという不安が消えません。また、独居世帯、高齢世帯も増加傾向にあり、引き継がれにくい空家の増加も予想されます。昨年も質問させていただきましたが、喫緊の課題として、昨年に引き続き現段階での進捗状況をお聞かせ願いたいです。１つ目として、災害廃棄物処理計画と整合性を図りながら、手引きやハンドブックに反映させたいとの前回答弁を踏まえ、どのように周知され報道につながっているかを伺います。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　手引きやハンドブックについてですが、災害廃棄物処理計画の策定後からハンドブックの作成を進めていまして、原稿が完成したところです。この後、最終校正しまして今年中には町ホームページで公表する予定となっています。また、公表に合わせて広報でもお知らせしますのでご覧いただきまして、日頃からの整理整頓につながればと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　自分も含めてですが、なかなか腰が重くてできない。でも、実際に私たちは地震を経験してこれほど出るのかという災害ごみ、なんでしょうか、このごみは、みたいなものを目にしてきたわけなので、それがきちんと片付いて余計なものがなければ、ああいう災害が起きた時にあれは地震だったので水ではないのですが、水での災害の時はもっと全部が酷いことになってしまうとなると、事前に片付けておけたらいいなと思っていまして、そうすれば一緒に住んでいなくても家族だったり、自分の身を守ることにもなりますし、防災にもなると以前も言いましたが考えています。なので、もっとハンドブックを作ることを進めているのもわかりますが、今、片付けってトレンドなワードなので講習会だったり、そういうものがイベントみたいなもので伝えていけないかなと思うのですが、その辺の考え方をお聞きします。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　講習会については、そこまでは考えていませんでしたが、担当とも協議させていただきまして、もし講習会とかイベント参加が可能でしたら、そちらの方も検討したいなと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　前回ご質問いただいたのが、令和７年３月議会でしたので、ちょうどそのタイミングでごみのガイドブックを新しくリニューアルして、これ２町組合の事業ですが、また、外国の英語表記のダイジェスト版

も発行したり、ここの議会でも言わせていただきましたが、外国の方がごみの分別が言葉が難しいということで、それも80か国対応するようなアプリも開発をして、スマホ役場にも提供し、そこは一定程度利用していただいています。災害ごみのガイドブック今原稿があるのですが、地震の時、水害の時も普段ずっと使っているのですが、テレビが倒れて壊れたとか、タンスが使えなくなったといった大きなもの。通常使っているものは、なかなか整理は普段から使っているので難しいと思いますが、前回ご質問いただいたそれ以外の不要品がたくさんになってくるといったところを今回昨年発行したガイドブックの中にいろいろと資源ごみ、分別、減量といった該当するページを設けさせていただいて、具体的には28ページには資源とごみの行方を作っていたり、その次のページのごみ減量化のための５つのＲということでリサイクルとか、リユースとかいろいろありますが、そういったこともわかりやすく計上しながら、いっぺんにやると大変なので日頃からそういったものを少し省力化して、いざという時にごみの全体量を減らしていく取り組みは啓発というか根本となるガイドブックは新しいものについては、明記させていただいていますが、それとて皆さんいつも読むものではありませんので、先ほどのＰＲだったり、広報通じたものを定期的に注意喚起していきながら、先ほどの講習会もいろんな団体の研修会とか、総会とか、何かのタイミングに合わせて人が集まる時に一工夫するといったことが考えられるのではないかなと思っていますので、ここは安平町だけでなく、他の町でも同様の課題で何か先進的な取り組みを行っているところもあろうかと思いますので、そういった情報も収集しながら考えてみたいなと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　２番目、高齢者世帯の片付けを促す施策は、防災や被災ごみにかかる経費節減、空家の利活用、地域活性化につながると、前回７月、去年の３月議会でも質問させていただきました。町長のその時に防災の視点で考えたことはなかったという答弁を受けて、何か検討されていたらいいなと思って今回現段階での進捗状況をお聞きします。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　先ほど答弁しました、ハンドブックの内容を含めまして災害時の対応や平常時からの備えなど、普段から不要品は処分して整理整頓することで、災害時のごみの節減や家庭内での被害の防止にもつながると思いますので、そのような内容で広報等で周知できればと考え

ています。また、一度周知するだけではなかなか定着することは難しいと思いますので、例えば１か月おきとか毎月とか継続して周知できる方法も検討していきたいと考えています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　継続的な周知は大事なのですが、実は高齢の方々ってあびらチャンネルの大ファンが多くて、昼間、家にいることが多い時は民法のテレビを見るよりもあびらチャンネルを見ている方が、多い人がすごくいまして、話逸れますが栄養士さんの料理だったり、何回も何回も２時間できますよね。だからあれを覚えているみたいで、あびらチャンネルで大事なことをやってくれよと言われるわけですね。担当課だけではたぶん厳しい。当然、総務課が関わりますし、福祉課も一緒になって身近に感じていただけるような命を守るために片付けしましょうかとか、今いろんなＹｏｕＴｕｂｅでも短いものでもたくさんあって、だけど高齢の人たちはＹｏｕＴｕｂｅを見ないので、うちのＹｏｕＴｕｂｅみたいなあびらチャンネルを何回も見るというのは活用できないかなと思っているのですが、突然、総務課にお答え願うのもどうかと思うのですが、まずは担当課としてそういう考え方があるかどうかお聞かせ願います。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　この場で即答できないのですが、あびらチャンネルの番組構成、編集等の関係もありますし、こちらもどのような内容をお伝えすればというところも検討しなければならないと思いますので、ちょっと考えてみたいなと思っています。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　防災に関しての命を守るための必要性ということで災害ごみ特定のものではなくて、そういった声があったということで検討させていただきたいと思います。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　予防だということを伝えていただきたいと思っています。私、20年ぐらい前にお友達と３人でＮＰＯではないですが、活動をしていました。その時に高齢の方々のお家って贈答品をいただくことが多い。それそのまま箱に入れてしまってある。ずっと新品なまま何十年も置かれていることが多くて、そういうものに限り、引き取ってそれを安く次の人に提供して、それはすべて寄附するという活動ボランティアで10年以上やっていました。そういう時だと捨てられないけど誰かが活用してくれるならということで、高齢の皆様もすごい出していただくという体験をしています。その時に次の方に渡す時は当然1000円とか2000円とかにならない。100円、200円の単価にしていたとしても10万以上の利益を生むぐらいの数が皆様から提供されたという経験を持っています。なので、捨ててくださいって簡単に言っても当然いつかは使えると思うので、でも、そのいつはいつなんだろうみたいなことがどうしても身近に感じないので、せっかくある媒体を使ってそういう勿体ないと思う気持ちを次に提供できることをこれから進めていってもらえないかなと思っています。以上で私の質問をおわります。

○議長（小笠原直治君）　以上で９番鳥越真由美議員の一般質問を終わります。
次に１番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告№.９　１番　三浦　恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　三浦です。よろしくお願いします。私は１件目、北海道胆振東部地震の検証を踏まえた防災減災についてを取り上げます。今月で胆振東部地震から８年となりましたが、全国で頻発する自然災害から町民の命と財産を守るため、北海道胆振東部地震の検証を踏まえた防災減災について以下伺います。１つ目、令和８年安平町防災訓練あびら防災フェスタ2026について訓練内容と令和７年度の訓練からの変更点について伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　毎年ご質問いただきましてありがとうございます。当該事業は昨年度安平総合防災訓練という名称によりまして、本年と同様10月第１週の日曜日に追分公民館をメイン会場にし、町民、運営の協力団体などを含め全体で昨年は150名の参加をいただきました。２回目の開催となる今

年度は昨年同様、大きく分けて３つの構成としており、１つ目は、町防災無線等の合図により、それぞれのご家庭で災害発生時の対応を確認するシェイクアウトプラスワン訓練。２つ目は、昨年度は追分地区６団体から早来地区１団体の参加をいただきましたが、開催日当日に合わせて各種自主防災組織等による自主的な訓練の開催。３つ目は、それより多くの町民の方に防災知識や災害時の対応について学んでいただく、体験型訓練を行う予定としています。昨年との変更点ですが、北海道胆振東部地震の検証作業にご尽力いただき、その後も町の防災事業にご協力いただいています兵庫県立大学の木村玲欧教授からのご助言も踏まえて、子どもから高齢者まで幅広い世代に防災を身近に感じてもらい参加してもらうことを目的とし、事業の名称をあびら防災フェスタに変更したこと。また、昨年は保有車両のすべてを自主防災組織が行う訓練で使用してしまったために運行を断念した遠浅、早来、安平地区からの一般参加者を対象とした会場までのバス運行を実施すること。さらにお子様連れの来場者のご家族の来場者を促すため、札幌の民間団体の協力を得て、お子様を対象とした体験コーナーを設置するなど変更を行っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　早来地区に送迎バスの運行をされることは、今年度よかったと思うのですが、追分地区の送迎を希望する自主防災組織等のバスの運行については検討をされなかったのか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　こちらは希望される団体の方に昨年同様、バスを運行する予定としています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　今年度は希望がありましたか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　希望というか、昨年と同様に一度指定避難所に集

まっていただく各自主防災組織の訓練をしていただくとともに、大規模な避難所に訓練するために移送する訓練として今回若草町内会、花園町内会、本町町内会からバスの要請を受けています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　２点目、公民館での訓練のタイムスケジュールについてを伺い、その後、無料送迎バスとの兼ね合いを伺いたいのですが、追分公民館の訓練について、朝９時半から14時と概要を見たらそうなっていたのですが、無料送迎バスの到着、追分公民館到着が９時50分と間に合っていないようになっている。間違っていたらごめんなさい。こちらはどのように決定されたのか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　個別の細かいご質問なので、私も用意していないところがありますが、昨年と同様に全体の今回のあびら防災フェスタという催し物は先ほど申し上げたとおり、お子様から高齢者の方まで幅広く体験活動を通じてやっていただく催し物。こちらが９時30分から14時までと。それに合わせて、その前段で自治会町内会も合わせて訓練してくださいというお願いをしていて、その要請に基づいてバス等の運行をこれから調整していくことになりますので、確かにズレが生じるかもしれませんが、自主的な訓練を妨げない時間割といったものでバスを運行していく考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　ということは調整して自主防災組織等は例えば９時半から９時50分前後までにバスが到着するようになっていて、それであとは早来地区の皆さんは９時50分に来るようにという感じで、混乱が生じないように分けたということでよろしいですか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　失礼しました。今、議員がおっしゃっているのは遠浅地区から来るバスの運行時間が追分公民館に９時50分になっているのが

９時30分開始と違うのではないかと。これは確かにズレていますが、会場が開いているのが９時半からになりますが、いろいろな体験ブースはその都度やっている話なので、朝一からずっと参加するイメージは持っていないものですから常識的なバスの運行タイムスケジュールを作ったイメージです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　ではこれ、実際にやって検討していくと思うのでよろしくお願いします。もう１つ、昨年もちょっと言ったと思うのですが、開催する会場について、追分地区と早来地区の会場を持ち回りにするということは一度か検討されたか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　ご指摘のとおり、地域バランスや全町的な防災力の底上げという観点でのご質問と理解しています。町としても防災の取り組みやこうしたイベントについては、特定の地域に偏らぬよう町内全域で展開していくべきと考えています。その上で今年度も、同一地域で開催する理由について内部でも検討していますが、本事業については昨年度初めてこのような催し物として開催し、今年度は名称変更など、まだ立ち上げ期にある認識です。今回のような体験型プログラムの検証とともに、自主防災組織による自主的な訓練のモデルケースといったものを確立を優先することとし、今年度も自主防災組織の市街地の結成率が高い追分地区での実施としました。なお、この体験イベントについては、現在の想定では令和９年度は一旦休止をしまして、令和10年度が胆振東部地震から10年目の節目にあたることからこの際には早来地区での開催を計画しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　継続した取り組みが必要かと思うので、９年度休止というのはどういう理由か伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　町では、中期的な訓練計画を定めていまして、来

年度については自治会町内会のご協力を得て、避難所の開設訓練をしっかりやりたいと考えています。そのためにイベント的な体験企画については１年休止という考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では引き続き、実効性ある訓練と町民の防災意識への意識付けのために継続改善をお願いします。次に移ります。スフィア基準を踏まえた避難所生活の向上について、安平町避難所マニュアルにどのように反映されているか、また、十分な備えと体制が整えられているのか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　災害の被災者が尊厳ある生活を営むために、人道支援活動において守られるべき国際的最低基準である、スフィア基準に基づき、北海道では令和７年３月に北海道版の避難所マニュアルを全部改正するとともに、本年５月には市町村避難所のマニュアルチェックリストを発出したところです。主な見直しとしては、能登半島地震における反省点や教訓を背景にしたものでして、特に避難所開設後の速やかな居住環境の確保、１人あたりの居住スペースを最低3.5平米に拡大することなどが盛り込まれ、これを受けて町でも令和３年度に定めた現行の避難所運営マニュアルについて見直しを行っているところです。町における備えについてですが、こうした直近の大規模災害の反省と教訓に基づきまして、国では避難所の生活環境を抜本的に改善するものとし、令和６年度と７年度の２年連続で秋の補正がありまして、防災に特化した交付金制度が創設され、当町はこの交付金を使いまして昨年度はダンボールベッド160台、簡易ベッド200台の他、高齢者、しょうがい者、母子などの要配慮者等のパーテーション付テントを購入し、今年度においては避難所用のラップ式トイレ、エアーベッド、厳寒期の避難所運営に対応したジェットヒーターの購入など、２年間の総額で1270万程度の避難所環境整備事業を実施しています。これら購入品の一部をあびら防災フェスタ2026で町民の皆様に整備状況を確認いただくこととしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　４つの分野における最低基準について、昨日答弁で不足している部分もあるとおっしゃっていたのですが、全避難者に対して提供

する体制が取れるかその準備ができるかについて伺いたいのですが、例えばこれも昨日少し出たかと思うのですが、女性や子ども、しょうがい者等に配慮した備蓄の体制、生理用品、ミルク、離乳食、大人用子供用紙おむつ、ストマ等、これらは通常のトイレや食料と同様に備蓄する必要があるのではと考えますが、今後についてどのようにするか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　細かな数量についてはないのですが、おっしゃるとおり、それに基づきまして衛生用品といった災害時の要配慮者に対応した備品を今年度より備蓄することとしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　あともう１点心配があって、安平町ではたぶんないと思っていますが、念のため伺います。避難所におけるＤＶや性犯罪の防止についての対策についてどのように考えているか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　今、具体的な個別な部分は検討の内容にそこまでは踏み込んでいませんが、今、必要性を認識しましたので、ちょうどマニュアル等を改訂している最中ですので、それの必要性も含めて検討させていただきます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　避難所生活における災害関連死の予防もこちらの基準に入っていますので、ぜひ今、取り上げたことも必要な項目かと思いますので、前向きにご検討お願いします。次３点目、

○議長（小笠原直治君）　三浦議員お待ちください。事務局は時間を止めてください。一般質問の途中ですがここで午後１時まで休憩とします。

休憩　午前　11 時 56 分

再開　午後　1時00分

○議長（小笠原直治君）　休憩を解いて会議を続けます。午前中に引き続き、一般質問を続けます。事務局は議員の質問が再開したら時計を動かしてください。それでは続けてください。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　３つ目、北海道胆振東部地震後に分譲している町有地に関して、販売前に地盤調査を行っているか、その調査内容も合わせて伺います。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　胆振東部地震後に分譲を行った町有地は、令和５年度に早来栄町の分譲地６区画及び令和７年度に早来大町の分譲地９区画となります。ご質問がありました地盤調査についてですが、両地分譲地とも地震後地盤の亀裂や液状化といった影響は確認されておらず、また、周辺の住宅地でも甚大な住居被害も少ない地域だったため、地盤調査は行っていません。なお、町有地の分譲事業では分譲事業に要した経費が、売買価格検討の際の検討事項の一部となります。計画分譲地の地形や土出などに特に懸念事項がない限り、分譲事業費をなるべく掛けず、希望者が購入しやすくなるよう庁舎内で協議しながら分譲整備を行っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　北海道胆振東部地震後に分譲を開始した土地に関しての対応は了解しました。地震の前から分譲していて、地震後も継続して分譲しているところが確かあったと思うのですが、ラ・ラ・タウンおいわけとか、若草団地、若草団地に関しては何回も公費解体をされている家があって、地盤に心配があるかと思うのですが、これらに関しては地震後に分譲する際は地盤調査を行い販売しているか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　ラ・ラ・タウン、若草団地の販売については当課での販売になりますので私からお答えさせていただきますが、ラ・ラ・タウン、若草団地ともに地震後は販売にあたっての地盤調査までは行っていません。すでに地震の後においても若草、ラ・ラ・タウンともに購入をしていただく件数もありまして、住宅建てる方の方で実際に最後建てる時の住宅仕様が決まった後に宅主側の方で地盤調査を行った上で建設していただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では、その地盤調査に関しては、建て主の責任であって売る前には調査を行い販売しないという考えなのか。こちらなぜこういう質問をするかというと町の分譲地を購入して安平町に住んでくれる方々に関して安全をどう考えているのかと。安全が担保されていない分譲地をそのまま子育て世帯などに販売することに疑問があるという町民の方がいらっしゃったので、その辺について伺いたいのですが、調査する責任が分譲する側ではなく買い手側に調査も含めての条件で買ってくださいとやっているのかどうか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　新たに大きく宅地を造成する場合については、売主側として地盤調査含めて工事の前提としてやらなければいけないのですが、今すでに既存の宅地として販売しているものについては、地盤調査は基本的に建てる側の方、建てる住宅によっても大きさ等々変わってきますので基本的には建てる側の方で地盤調査を行っていただく形になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　例えば、購入前に胆振東部地震でこの程度の被災を受けた土地です、みたいな情報を提供してから販売しているのか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　しっかりとそこを書類上残していませんが、お話が聞かれた時にはお話するようにしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　わが町が胆振東部地震で被災したのは有名なことだと思うのですが、あえてこういう可能性もあるので、地盤調査をした方がいい土地ですということをこちらから言うことはないということでしょうか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　基本的に住宅建てる時には、ハウスメーカーさんの方で地盤調査はしますが､すでに今回も買われている方が何人かいますが、住宅買われる段階で先に地盤調査をさせてくださいといったお話はもちろん、これまでも地震あってもなくても住宅建てる時にお話いただいてやってはいるのですが、今、お話受けたことを踏まえて次、お客さん来る時には地震がありましたと周知の事実ではありますが、極力お話できるようにしたいなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　この点について自分事ではないけど、心配している町民の方がいらっしゃるのでよろしくお願いします。次２件目、生活保護制度について。憲法25条で保障されている生存権に基づく生活保護制度に関して安平町の現状と対応について以下伺います。１つ目、生活保護制度の概要について伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　生活保護の制度概要についてお答えします。生活保護制度とは憲法第25条に基づく理念、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するに基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障

するとともに自立を助長することを目的とする制度です。制度の基本的な考え方と原則はまず資産の活用として預貯金、土地、家屋、自動車などの資産がある場合は、まずそれを生活のために活用しなければなりません。次に能力の活用として働ける人はその能力に応じて働かなければなりません。また、扶養義務の優先として民法に定められている扶養義務者から、扶養は親族義務者からの扶養は生活保護法に優先して行われます。さらに他の法律の優先として年金や手当などの他の法律や制度で給付を受けられる者は、まずそちらを優先して活用しなければならない原則があります。次に保護の種類です。生活の状況や必要に応じて生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、詳細扶助と８つの区分の扶助が必要に応じて支給されます。それぞれの扶助の内容とご説明については省略します。次に支給額の仕組みです。国が定める最低生活費と給与、年金、手当などのその世帯の収入を比較し、収入額が最低生活費を下回る場合、不足分の保護費として支給されます。なお、最低生活費は地域の基準や世帯の人数に応じて算定されます。社会福祉法第14条の規定による福祉事務所は都道府県または市に設置されるため、安平町については、胆振総合振興局が保護決定機関となります。制度の概要は以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では、只今のご答弁を踏まえて次に移ります。安平町で生活保護基準が連動活用されている主な制度内容と制度の数について伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　生活保護基準が連動活用されている主な制度内容と制度の数についてご答弁します。主な例を４つ概要のみご説明します。１つ目は、税の減免です。保護開始日以降納期限のものについては、減免対象となっています。２つ目は、後期高齢者医療保険料や介護保険料の軽減です。３つ目は、就学援助制度です。４つ目は、公営住宅の入居要件の緩和です。これらの制度の詳細については省略させていただきます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　今、４つの主な例が紹介されましたが、一般的には生

活保護基準は４つ、47の社会保障の施策等に連動活用されていると言われていて、生活保護受給者以外にも影響があるとそのような認識が担当課にあるかどうかを確認したいのですが、例えば今、ご答弁いただいた就学援助制度もそうですが、住民税、国民年金の免除判定、公営住宅の家賃判定、障害福祉サービスの利用者負担軽減、確定申告の基礎控除こちら38万円となっていますが、こちらは生活保護受給者の１年分の食費とされています。この点について、受給者だけに関わる制度ではないという認識について一致できるか伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　生活保護基準については、国の制度で行っているものではあるのですが、その最低基準の算定について例えば、それらの税のことも含めてですが、すみません、なかなか出てこなくて申し訳ありません。ただ、この最低基準の額が基準になっていることと関連しているところには承知しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　今のご答弁踏まえて次の質問に移ります。３つ目、現在の生活保護受給者と世帯数と人数及び、2013年８月から2018年９月までの延べ世帯数と述べ人数を伺います。合わせてこの間に生活保護受給していて現在廃止している世帯数と人数について伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　生活保護受給者の世帯数は、定例会の事務報告により報告していますが、受給人数の前月分は集計していません。世帯数は各年度の３月定例会においてご報告しました、世帯数をご答弁申し上げます。2014年３月99世帯133名。2015年３月85世帯112名。2016年３月89世帯117名。2017年３月91世帯123名。2018年３月88世帯130名でした。次に2013年８月から2018年９月生活保護を受給し現在廃止の世帯数及び人数については、転居、死亡等で現在の状況が不明の事例も多く把握できない状況にあります。振興局へ照会したところ同様の回答でもありました。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　只今のご答弁を踏まえて次に移ります。通称いのちのとりで、裁判の最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について、概要と給付状況について振興局からの連絡や情報共有がなされているか伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　まず概要からご答弁申し上げます。通称いのちのとりで裁判とは2013年から行われた生活保護基準、生活扶助基準の大幅な引き下げは違法であるとして、国と自治体を訴えた集団訴訟のことです。国は2013年から2015年にかけて生活保護の生活扶助基準を最大10％引き下げました。受給者らは、これが憲法25条が守る健康で文化的で最低限度の生活を壊すものとして集団訴訟を起こし、最高裁判所は2025年６月に生活保護の引き下げを違法とする判決を下しました。次に給付状況についてご答弁します。本給付金は現在、生活保護費を受給している世帯のうち67世帯が追加給付済みとの振興局からの報告があります。次に転出などの理由によりすでに生活保護を廃止された方々への対応については、次のご答弁と重なりますが、該当者が北海道追加給付センターへ連絡することとされていまして把握できない状況となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　今、ご答弁いただきました67世帯すべてが追加給付の現在受給している方々の対象であって、すべての世帯が給付を受けているという認識でいいのかということと、給付額の通知書もすべて行き渡っているか、その辺確認できているか伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　現在、生活保護を受給している世帯のうち、67世帯が追加給付済みとなっているとお話しました。今現在、受けている方で2013年から引き続き生活保護を受けている方にこの回答の追加給付が受けられている状況です。現在の生活保護の総数は、74世帯、114名となっています。その後に生活保護をされているという方々には、まず該当はありません。次の質問にもなるのですが、こちらのチラシが振興局の方から周知という形

で送られてまいります。早来総合庁舎と追分支所にもポスターとチラシを配布しておりまして、そちらを周知という形で対応しています。給付額の通知書ですね。そちらの方、確認をしてまいります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　給付額の通知書の確認をしてまいります。すでに給付が成されている以上、給付になる前に該当の方々一人一人にあなたの世帯はいくら、この部分がいくらって項目ごとにいくら入りますよという通知が先に行っているはずなのですが、そこら辺は振興局と確認が取れていないということでしょうか。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　世帯数の給付済みという報告のみで、その額と決定通知までは確認取れていませんでした。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　その通知文がいつ来たかということが、この次の質問で重要になってくるものですから、確認いただけたらと思います。次の部分、答弁いただいた部分もあるのですが入ります。５つ目、生活保護を廃止した世帯に対する追加給付について、追加給付にかかる申し出状況と周知を行っているかどうか、安平町で把握できているかどうかについて伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　先ほどの答弁とも重なりますが、安平町では実態の把握はしていません。ご質問の振興局からの連絡や情報共有については、最高裁判、判決を踏まえた追加給付案内通知をもって概要と周知協力依頼があり対応しています。町の対応の内容は、周知用のポスターの両庁舎掲示、町ホームページの掲載、広報周知として広報あびら10月号と来年５月号の２回掲載の予定の他、安平町民生委員会とも連携し、こちらの追加給付のご質問があった際には健康福祉課につなげていただくよう、協力を図ってまいります。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　先ほど追加給付済みとされた、67世帯と生活保護を受給されている世帯の数を差し引きすると、こちらに該当するのは18から32世帯ほどなのかなと雑駁な計算で思うのですが、こちら受給廃止をした世帯に対して現在安平町に住んでいるかどうかは住民票ベースなので実態はわからないと思うのですが、それでそういう人に対して対象も絞られてくるかと思うのですが､ご自身が対象であるかどうかわからない方がいらっしゃるので、こうですよと広報周知したとしてもこれ私関係ないよねと思う方も万が一いらっしゃるかもしれないので、先ほどの案内通知文チラシがあるとおっしゃっていたので、こちらを使って個別勧奨することができないのか、そういう必要があるのではないかというのが１点。あとは周知方法の一つとして、先ほども出ていましたが、あびらチャンネルで必要な情報を放映することの一つとして、こちらを周知していくことも考えられるかどうか。町報なかなか文字小さかったり全部読める人もいなかったりするのですが、耳や目でテレビ大好きなので皆さん。そういうので見ると、ああそうかとなる方もいらっしゃると思うのでこちらについても合わせてご検討いただきたいのですが、いかがですか。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　個別勧奨と先日、民生委員協議会にもご協力いただいて、もし今、ポスター等で周知しているところですが、このような10年前に一時期受給していて今は利用されていなかったりとか、そのような声を聞いたという方々の声をもし、ありましたら健康福祉課に声をかけていただきたいというご相談はさせていただきました。追加給付については周知による方法が多いですので、また、課内で相談して、あびらチャンネルの方も検討させていただきたいなと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　この問題も届出期間があるものですから、こちら８月１日から来年７月31日まで１年間という期間があるので、２回周知すると思うのですけど、町報でもそこら辺も踏まえてお願いしたいと思います。この問題に関してもう一つ懸念がありまして、例えば届出も意外とそこそこ難し

い部分、手続き上あったり、ややこしい部分もあるのですが、例えば対象期間内に安平町に住んでいたけど、苫小牧に住んでいた両方の自治体で生活保護を受給していた場合においては、安平町と苫小牧市両方に届出する必要があるとかいろいろ細かいところがあるので、そこら辺も例えば健康福祉課にご相談をしてほしいということで相談した場合には丁寧に対応を行うのか、それともそれは振興局レベルでケースワーカーさんか誰かが行ってやるのか、その辺どのような対応を行うのか伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　厚生労働省では追加給付のお知らせについては、相談センターを窓口にしてくださいと周知になっています。私たちの方も基本的には相談センターへの推奨が対応になるかと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　例えば電話でそこら辺話したところで、この書類どうやって書いて出すのみたいになってくると思う。生活保護を受ける方の多くは年金額が不足して高齢の方も多いかと思うのですが、そこら辺はセンターの丸投げよりかは、担当課とかで調べてこうじゃないかとか、その場でセンター窓口に電話して例えばこうですといったような取り次ぎでも構わないので、そういうことが必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　それは支援させていただきます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　よろしくお願いします。あと１点、今まで取り上げてきた追加給付の対象者に対して全額支給を求める不服申し立て、こちら審査請求が行えるのですが、それができるということとその期限についての周知を行っているか行うか、振興局もその辺どのような対応をしているかについて伺いたいのですが、ここで先ほどの通知書が来ているか来ていないかの確認を行ったことが関連してくるのですが、納付の決定通知の知った日から通

知が来た日から、その翌日から３か月間しかこの審査請求が行えないという実態があるものですから、早い人で10月末期限ということもあるので、その辺について対応を調べているかどうか伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　私どもの方からは、振興局から67世帯が追加給付済みと伺っています。なので、ご質問が違ったら申し訳ありませんが、その期間に、また追加給付をする対応という指示はまだ受けていませんでした。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　実は、このいのちのとりで裁判で不当だと決定したのですが、厚生労働省がその半額しか戻さないという対応をしたのです。このいのちのとりで裁判の原告になった人たちが、半額よりちょっと多く支給されたり、おかしい対応があるので、それを不服として審査請求を申し立てることが一応できるのです。それをやることによって、それが認められると１円でも多くもらえるはずなのですよね。そこら辺含めて対応を担当課レベルでこういうこともあるからって、ちょっと調べて情報提供するぐらいでも構わないと思うので、その辺についてのお考えを伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　権利をしっかりと取れる形で、助言ができるのであればそのように対応したいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　しつこく聞いて申し訳ないのですが、今、言ったように不当に減額された生活保護給付費のもとに受給者の皆さん、さらに物価も上がってきていますけど、さらなる節約を強いられて頑張って生活してきたと考えられるので今言ったとおり、１円でも多く取り戻してもらいたいと行政としての働きかけをしてくださるということだったので安心したのですが、これは私たち人が生きる権利の問題で、これは全国民にかかる問題だと

私は思っていますので、その辺についてお願いしたいのと、最後、私見になるかもしれないですが、聞いてみたいことがありまして、これまで生活保護制度について質疑をしてきたのですが、生活保護受給者に対する差別はどのような要因があると考え、ありますよね、生活保護を受けているからと差別されていると感じたり、実際にそういうことをされている方もいらっしゃらないとは限らないのですが、その原因について例えばどのようなものがあるか、その辺について一つ伺えたらと思います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　私も一人の職員として、ケースワークの方で携わってまいりました。皆さん生活に困られて最後の砦である生活保護を受給するという決断に至っているのであると考えています。生活保護は、自ら申請しなければ受けられない制度です。なので、受けない人とかも実はいらっしゃいました。その中にはたぶん議員がおっしゃられる差別的なものを懸念しているのではないかと感じています。ただ、これは権利だと思っています。日本人に生まれて、日本人が有する生活を営む権利だと考えていますので、その、まず生きて生活をして生活ができるようになったら保護をやめるという手もある。そういう自立をされた制度だと思っています。すべての人たちが差別ない形になれるように、私たちは健康福祉課として人権も携わっていますので、そのような形にならないように進めていきたいと考えています。このような答弁でもよろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　十分なご答弁だと思います。いろいろメディアによるキャンペーンだったり、自己責任論とか、一部の不正受給への攻撃だったり、恥だとかいろいろ考えられると思うのですが、この生活保護制度の扶助費制度自体の日本国全体のお金としては、社会保障の公的扶助費は117兆円あるのですが、その中で生活保護に使われているお金は3.2％と生活保護の人が生活保護受けなきゃ私たち楽になるのかなと思う人もいらっしゃるとお話を聞くのですが、それは誤解で、遊んで暮らせるほどの扶助費をもらっているわけでもないので、そこら辺、差別や偏見を払拭するために安平町として何かできることはあるかも伺います。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　まず差別と偏見をなくすという広い意味で取り組みが必要かなと思っています。人権はとても大事な権利であると考えています。ウチの町、人権擁護委員もいますし、それは健康福祉課で事務局を持っています。すべての小さい子からご高齢まで等しく平等にちゃんと生活して幸せになる権利を進めてまいりたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　前に言ったことがあるんですが、ある自治体で生活保護が権利です。遠慮なくご相談してください、みたいなポスターが公共施設至るところに貼られていて恥ずかしがらずに相談できるという口外したりしないのでね。そういうことができるように何か広報周知を行っている自治体もありますので、その点も含めいろいろご検討いただいて、町民の生きる権利を守れる安平町であってほしいという願いを込めまして以上で質問を終わります。

○議長（小笠原直治君）　以上で１番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

◎　日程第２～７　認定第１号～第６号

○議長（小笠原直治君）　日程第２、認定第１号　**令和７年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について**から日程第７、認定第６号　**令和７年度安平町下水道事業会計決算の認定について**まで、以上６件を一括議題とします。説明を求めます。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（木林一雄君）　只今、一括で議題とされました令和７年度安平町各会計決算の認定については、案件朗読、提案説明は認定第１号の一般会計のみとさせていただき、認定第２号から認定第６号までは総括表の朗読をもって説明とさせていただきます。

それでは、認定第１号についてご説明いたします。

認定第１号

令和７年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

認定第２号

令和７年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

認定第３号

令和７年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

認定第４号

令和７年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

認定第５号

令和７年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

認定第６号

令和７年度安平町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付して、令和７年度安平町下水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

お手元に配布をしております令和７年度安平町一般会計歳入歳出決算書の１ページをお開きください。歳入合計86億5311万4845円、歳出合計85億3583万8592円、歳入歳出差引残額は１億1727万6253円となりますが、内訳２行目の明許繰越額1808万6000円を差引いた9919万253円が実質収支額となりますので、地方財政法第７条第１項の規定に基づき、この２分の１を下回らない額である5000万円を財政調整基金への繰入額とし、6727万6253円を翌年度繰越額とするものです。なお、内訳に記載しているとおり明許繰越額を差引いた4919万253円が一般繰越額となります。

次に178ページをお開きください。認定第２号　令和７年度安平町国民健康

保険事業特別会計、歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。歳入合計７億9080万7243円、歳出合計７億8469万2267円、歳入歳出差引残額は611万4976円となり、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に196ページをお開きください。認定第３号　令和７年度安平町後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。歳入合計１億7013万3830円、歳出合計１億6886万7030円、歳入歳出差引残額は126万6800円となり、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に205ページをお開きください。認定第４号　令和７年度安平町介護保険事業特別会計、歳入歳出決算の認定について、はじめに保険事業勘定からご説明いたします。歳入合計10億7389万6561円、歳出合計８億3122万9397円、歳入歳出差引残額は２億4266万7164円となり、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に226ページをお開きください。令和７年度安平町介護保険事業特別会計、介護サービス事業勘定、歳入歳出決算についてご説明いたします。歳入合計1053万124円、歳出合計683万3960円、歳入歳出差引残額は369万6164円となり、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に認定第５号　令和７年度安平町水道事業会計、決算の認定についてご説明いたしますので、別冊の決算書１ページをお開きください。決算報告書（１）収益的収入及び支出の収入区分、第１款水道事業収益は、決算額３億9454万7527円で、備考欄の仮受消費税1639万9677円及び消費税還付金494万829円を差引くと３億7320万7021円となり、15ページに記載しています収益合計と一致します。下段、支出区分の第１款水道事業費用は、決算額３億7521万3615円で、備考欄の仮払消費税1696万8230円を差引くと３億5824万5385円となり、17ページに記載しています費用合計と一致します。収益的収支の差し引き額1496万1636円は当年度純利益となり、この額は３ページの損益計算書下段 当年度純利益と、８ページのキャッシュフロー計算書の１番上、当期純利益と一致します。営業損失、経常利益の内訳につきましては３ページの損益計算書をご参照願います。２ページ（２）資本的収入及び支出の収入区分、第１款資本的収入は、決算額4701万7082円となり、18ページに記載しています収入合計と一致します。下段、支出区分の第１款資本的支出は、決算額１億2528万7249円で、備考欄の仮払消費税485万7161円を差し引くと１億2043万88円となり、19ページに記載しています支出合計と一致します。資本的収支決算額の不足額は7827万167円となり、この不足額は、消費税調整額423万2160円、当年度損益勘定留保資金5860万9069円及び減債積立金1542万8938円にて補填しています。９ページから14ページまでは、水道事業の報告書を記載しておりますので、ご参照願います。なお、水道事業会計は、地方公営企業法第30条第４項の規定により議会の認定を求めるものです。

次に認定第６号　令和７年度安平町下水道事業会計、決算の認定についてご説明いたしますので、別冊の決算書１ページをお開きください。決算書１

ページ、決算報告書（１）収益的収入及び支出の収入区分、第１款下水道事業収益は、決算額６億9428万5666円で、備考欄の仮受消費税817万2045円、及び消費税還付金748万5047円を差引くと６億7862万8574円となり、16ページに記載しています収益合計と一致します。下段、支出区分の第１款下水道事業費用は、決算額６億2463万572円で、備考欄の仮払消費税1519万7848円を差し引いた額に雑支出（仕入税額控除分）891万2050円を加算すると６億1834万4774円となり、18ページに記載しています費用合計と一致します。収益的収支の差し引き額6028万3800円は当年度純利益となり、この額は３ページの損益計算書下段 当年度純利益と一致し、８ページのキャッシュフロー計算書上段、当期純利益と一致します。営業損失、経常利益の内訳につきましては３ページの損益計算書をご参照願います。２ページ（２）資本的収入及び支出の収入区分、第１款資本的収入は、決算額４億3830万7122円となり、19ページに記載しています収入合計と一致します。下段、支出区分の第１款 資本的支出は、決算額４億5706万1410円で、備考欄の仮払消費税額947万2000円を差し引くと４億4758万9410円となり、20ページに記載しています支出合計と一致します。資本的収支決算額の不足額は1875万4288円となり、この不足額は消費税調整額947万2000円及び減債積立金928万2288円にて補填しています。９ページから15ページまでは、下水道事業の報告書を記載しておりますので、ご参照願います。なお、下水道会計につきましても、地方公営企業法第30条第４項の規定により議会の認定を求めるものです。

以上、令和７年度安平町一般会計他３特別会計の歳入歳出決算及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算の提案説明を終了させていただきます。

ご審議の上ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりました。お諮りいたします。認定第１号から認定第６号までの令和７年度各会計決算の認定については、議会運営委員長の報告のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、次の定例会までの閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認め、そのように決定しました。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますので指名します。

１番　三　浦　恵美子　　２番　吉　岡　政　昭　　３番　反　町　　恵

４番　箱　崎　英　輔　　５番　内　藤　圭　子　　６番　神　野　祐　太
７番　山　村　哲　也　　９番　鳥　越　真由美　　10番　梅　森　敬　仁
11番　高　山　正　人

以上、１０名を指名します。これにご異議ありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり、決算審査特別委員会の委員が決定しました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長を選任いたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第７条第２項の規定により委員会において互選することになっています。

只今から選任された決算審査特別委員は、休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第８条第１項の規定によりここに招集いたします。

それでは暫時休憩いたします。特別委員は議員控室へ移動し、正副委員長を互選願います。14時５分を目途にお願いします。

休憩　午後　１時57分

再開　午後　２時５分

◎　決算審査特別委員会正副委員長互選の結果報告

○議長（小笠原直治君）　休憩を解いて会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に、４番、**箱崎英輔委員**、副委員長に１番、**三浦恵美子委員**。以上のとおり互選されたとの報告がありましたので、お知らせいたします。

また、決算審査特別委員会については、**10月20日火曜日、21日水曜日の２日間**の日程で開催したいと委員長から申し出がありましたので、併せて報告いたします。

◎　日程第８　議案第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第８、議案第１号　**令和８年度安平町一般会計補正予算（第３号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。
○副町長（木林一雄君）　議案第１号朗読

議案第１号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第３号）について

令和８年度安平町一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
地方交付税の決定等により、令和８年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第１号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第３号）

令和８年度安平町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,736,240千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）
第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。
（地方債の補正）
第３条　地方債の追加及び変更、廃止は、「第３表地方債補正」による。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは令和８年度安平町一般会計補正予算(第３号)について提案説明いたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では町民税の課税額決定による３億5178万3000円の増額、普通交付税の交付額決定による２億5207万9000円の増額などで、歳出では遠浅酪農２号線改良舗装事業等の工事請負費１億150万円の減額や学校給食センター屋上防水改修工事取りやめによる8027万5000円の減額などとなっています。

それでは歳出から説明いたします。15ページをお開き下さい。２款総務費、１項２目電子計算費（１）防災行政情報告知ネットワーク構築事業は、人事異動等に伴う「あびらチャンネル」の放映に必要な無線従事者免許の後継者取得に関する増額です。（２）電算機器等管理経費、10節はプリンター等の修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するもので、14節は光ケーブルを共架している電柱所有者からの移設要請により増額するものです。（３）国民年金システム管理経費は、本年10月１日から国民年金第１号被保険者の育児期間の保険料免除制度新設及び事務取扱の変更に伴うシステム改修を行うため増額するものです。７目財産管理費（１）公用車管理経費は、公用車の修繕が増加しており今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。（２）庁舎管理経費は、令和８年度の新規採用職員及び破損等により今後入替えが見込まれる事務用机･椅子等の購入です。16ページ、（３）町有施設管理経費は、旧安平小学校において体育館のみに給水できるよう配管工事を行うものと町有施設の修繕工事増加のため増額するものです。10目企画費は、鉄道を利用する団体の助成案件見込みが当初を上回ったことにより増額するものです。11目まちづくり推進費は、住宅建設や転入による申請見込みが当初を上回ったことにより増額するものです。17ページにまたがる３款民生費、１項５目ぬくもりセンター施設費は、ぬくもりセンターの電気工作物の月次点検において、動力用変圧器に係る負荷率が一時的ながらも許容範囲を超える状態が確認され、早期の設備改修が必要との報告結果を受けたこと。また、本機器の使用年数は25年目を迎え更新時期であること等に伴い、動力用変圧器を含むキュービクル一式の交換が必要となったため増額するものです。10目高齢者福祉施設費は、ぽっぽ苑・はーと

苑両施施設の老朽化に伴う修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。12目しょうがい者福祉費は、過年度償還金で、令和７年度障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等道費負担金の確定に伴い返還するものです。２項１目児童福祉総務費は、地域づくり研修会開催支援事業助成金の採択に伴う財源振替です。４目認定こども園等運営経費、18節は特別教育・保育を要する園児数が増えたことによる増額。22節は過年度償還金で令和７年度地域子ども・子育て支援事業費国庫交付金の実績に伴うものです。18ページ、５目児童手当費は、過年度償還金で令和７年度児童手当等国庫負担金の実績に伴い返還するものです。４款衛生費、１項２目予防費は、肺炎球菌ワクチン単価の改定に伴うものと当初予算での58名から10名増の68名を見込むことに伴い増額するものです。19ページにまたがる６款農林水産業費、１項４目農業振興費、みどりの食料システム戦略総合対策事業は、先進的な有機農業拡大促進のための機械導入に対する割当内示があったことと麦類生産技術向上事業補助金は内示により計上するもので、何れも歳入と歳出が同額となっております。７款商工費、１項１目商工業振興費は、安平工業団地の立地企業の社名変更とその他の社名看板が破損したため、安平工業団地入口の案内看板の補修を行うものです。20ページにまたがる８款土木費、２項２目道路維持費（１）道路施設等維持管理経費、12節は当初の見込みより町道の補修が多く予算が不足するため増額するもの。15節は中東情勢の変化等により補修用資材の価格が高騰し、予算に不足が見込まれることから増額するものです。（２）町道補修事業は、緑丘幌里線の道路側溝の修繕を行うため増額するものです。３目道路新設改良費は、追分市街４号線歩道整備工事において現地精査の結果、排水構造物を変更することに伴い雨水桝の高さに変更が生じ、中間桝を入れ替える必要があるため､繰越予算だけでは不足することから令和８年度予算を200万円増額するもの。合わせて遠浅酪農２号線改良舗装工事及び付帯工事は、国庫交付金の決定に伴い事業費１億350万円を減額するもので、両事業の合計１億150万円を減額するもの。３項１目河川維持費、12節は河川の修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するもので、14節は美園地区にある普通河川安平川において河川内の土砂堆積により近隣家屋や農地へ豪雨災害による被害が発生しているため、緊急的に河川内浚渫を実施することにより増額するものです。21ページ、４項２目公園費（１）鹿公園管理経費は、鹿公園キャンプ場で利用する消耗品の予算が不足するため増額するもので、（２）町内公園管理経費は、公園補助事業ヒアリング出席に伴い、増額するものです。５項２目住宅建設費は入札執行残の整理です。22ページにまたがる９款消防費、１項１目消防組合費は、老朽化する消防署追分出張所の長寿命化の実施方法を検討するため、基本設計の委託料を増額するものです。なお、委託業務の目的や業務の内容をまとめた資料を昨日配布させていただいています。２目災害対策費は、令和８年度熊本地震被災地への災害見舞金を

計上するものです。10款教育費、１項３目義務教育振興費は、学校施設修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。23ページにまたがる５目教員住宅管理経費は、教員住宅修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するものです。５項３目公民館費、10節は公民館修繕が増加しており、今後の予算に不足が見込まれることから増額するもので、12節は公民館の設備保守点検業務について、人件費、資材費及び燃料費等のコストの上昇に伴う委託料の増加によるものです。６項４目学校給食費、10節は給食センター設備、機材等の修繕増加と資材価格の高騰などにより、今後の予算に不足が見込まれることから増額するもので、14節は中東情勢等の影響による資材価格の高騰などから給食センター屋上防水改修工事中止により減額するものです。24ページ、11款公債費、１項１目元金は、起債償還元金確定により減額するものです。２目利子は、令和７年度借入利率確定により増額するものです。

引き続き歳入をご説明しますので、７ページをお開きください。１款町税、１項１目個人町民税、２項１目固定資産税は、いずれも課税額決定によるものです。８ページ、11款地方特例交付金は、交付額決定により増額するものです。９ページにまたがる12款地方交付税は、普通交付税の交付額決定によるもので、前年度決算と比較しますと5460万1000円、約2.3％の増となっています。主な要因としましては基準財政需要額で、早来学園等の過疎対策事業債元利償還金の増額などにより7942万1000円が増額になったことによるものです。16款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金は、戸籍システムの標準準拠システム移行費用について交付決定したもので、重点支援地方交付金は、令和８年度の国の補正により交付決定を受けるもので、学校給食保護者負担軽減臨時対策事業へ充当するものです。10ページにまたがる３項２目民生費委託金は、国民年金システム改修に対するものです。17款道支出金、２項４目農林水産業費道補助金、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金は、先進的有機農業拡大促進事業の割当内示によるもので、麦類生産技術向上事業補助金は、内示決定によるものです。11ページ、18款財産収入、１項１目財産貸付収入は、安平川遠方管理センター敷地内の一部を胆振総合振興局発注工事の現場事務所用地として貸し付ける貸付収入の計上で、２目利子及び配当金は、株式会社苫東の配当額の確定により増額するものです。２項１目不動産売払収入は、ＪＲ北海道に対し追分白樺２丁目の町有地654.4㎡の有償譲渡に伴う収入額の計上です。12ページ、20款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、３目まちづくり基金繰入金は、住宅建設や転入による申請見込みが当初を上回ったことによる定住促進事業と町道補修事業に充当するものです。13ページにまたがる22款諸収入、４項２目過年度収入は、いずれも負担金等の確定により追加交付を受けるもの。６目雑入、地域づくり研修会開催支援事業助成金は、北海道市町村振興協会によるあびらＣＦＣＩ研修会の採択による計上で、

町有林立木補償料は、送電線下の伐採に係る町有林補償料の収入見込によるもので、雑入は、土地改良財産を他目的使用する収入です。14ページにまたがる23款町債、１項５目土木債、道路橋りょう債は、配分額調整による同意額の減少によるもので、河川債は河川浚渫工事で普通河川安平川美園地区追加によるものです。７目教育債は、給食センター屋上防水改修工事中止により減額するものです。

次に繰越明許費及び、地方債補正について説明しますので３ページをお開きください。まず第２表繰越明許費については、２款１項公共施設等総合管理計画策定業務1274万9000円は、個別計画及び総合計画改訂のとりまとめに当初想定より時間を要し、年度内に完了しないことから繰越するもので、３款１項ぬくもりセンターキュービクル交換工事1986万6000円は、昨今の社会情勢により資材調達に時間を要し年度内に完了しないことから繰越するものです。

次に第３表地方債補正は、追加として河川浚渫推進事業その２の限度額を1480万円として、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。４ページ、変更として、遠浅酪農２号線改良舗装事業の限度額を１億3610万円から6270万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次に廃止として、給食センター改修事業は事業中止によるものです。

以上、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5750万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3624万円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　ご苦労様です。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出15、16ページをお開きください。15、16ページで質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　まず16ページの町有施設管理費243万9000円ですが、これは説明によれば、安平小学校の体育館にだけ給水できるようにとの説明がありましたが、これは使用者対象目的というか、例えば災害の時とかではなくて、日常的な遠浅小学校の体育館の利用の一つとして整備するものかどうかがまず１つ目聞きます。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　只今の質問ですが、議員のおっしゃるとおり、旧安平小学校の体育館、地域の子どもたちとか地域の人方が体育館だけを利用させていただきたいということで、今までも使用していたのですが、どうしてもトイレとかの使用が不便ということで、校舎と体育館両方向に給水されていたところを１か所メーター器を超えたところで分岐されているのですが、そこでバルブを付けて本校舎に行かないような形にして、体育館だけ使用できる形にする工事です。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　それでは次に16ページですが、定住促進事業で補正が組まれていますが、その中身を見ると、まず１つは申請見込みの数が当初を上回ったという説明でしたが、具体的に例えばここの中身で見ると、１つだけでなくて、建設申し込みとそれに伴う助成金ですね。転入奨励金の申し込みって２つに分かれていますが、申し込みの数と実際の数を示していただけませんか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず住宅建設奨励と転入奨励については、定住促進条例に基づいたものになっています。住宅の方が当初の予算では13件見ていましたが、今回補正で180万円17件分を見込んで、最終的には30件で見込んで補正をさせていただいています。また、転入奨励については当初予算で13件見ていたものを、今回補正分で６件増額して計19件分を予算で計上する形になっています。転入奨励についてはあくまでも住宅を建てられた方が、町外から転入されて住宅を建てた世帯が、転入世帯ということで該当の助成金を支給する形になっています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　16ページの一番下ですが、ぬくもりセンター施設管理経費1900万ありまして、これ17ページにつながっていますので一応16ページ扱いでよろしいですね。それで工事請負費ということで内容が書かれているのですが、つまりぬくもりセンター施設管理費と同じ金額で工事請負費となっ

ていますね。ということは当然細かいところを言うのですが、入札とかあったのではないかと思うのですが、その辺の内容をもし示せるものであれば示してもらいたい。つまり、入札にかけたら何社入って、これ予算だからそういう予定があるかどうかということで。

〔山口総合支所長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総合支所長。
○総合支所長（山口崇君）　今回補正でご提案させていただきまして、承認いただいた後には入札をする予定となっています。

○議長（小笠原直治君）　それでは17、18ページで質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　まず12目しょうがい者福祉費ですが、表記の仕方が私は知識ないので勘違いしているのかもしれませんが、12目の四角の説明のところにしょうがい者自立支援経費100、1000円と書いていますね。それでその下に償還金云々と書いてあって同じ金額が書いてありますが、内容はこれ過年度償還金とありまして、任意要項負担金が書いてありますね。ということはもし同じであれば極めて細かい確認ですが、これは過年度償還金のところに同じ金額が書かされるという理解でよろしいですか。

〔小坂健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。
○健康福祉担当課長（小坂善朋君）　令和７年度しょうがい児給付費等の負担金及びしょうがい児入所費用等の道負担金の実績報告による、過年度償還金となっています。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　要するに同じ金額、過年度償還金に並べて同じ数字が並べばいいんじゃないかと言うんだけど、その点が違うのかと聞いているのです。同じですね。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（木林一雄君）　予算書を作る工程というかシステムでやっているのですが、見ていただくとわかるのですが、節のところに全部金額が入るようにしているのです。今言われているのは過年度償還金は細節でして、そこには金額を入れていないものですから、そういった事情で整理で。額は同じです。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　また初歩的な確認ですが、児童福祉総務費とありますね。889万7000円という数字ですが、説明のところに財源振替と書いてあるんだけど、これは簡単に言えば一般財源とか特定財源とかというものの振り替えという理解でよろしいですか。であれば何と何が変わったのですか。

〔本多財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（本多英紀君）　こちらの15万円ですが、歳入の13ページにあります地域づくり研修会開催支援事業助成金の15万円が、今回歳入で増えたことで特定財源が増えて一般財源が減った書き方になっています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは19、20ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　21、22ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　22ページの別冊の資料もいただきました１項消防費、１目消防組合費の消防庁舎大規模改修事業の設計の業務委託料ですが、こち

らどの程度長寿命化耐震を見込んだ設計にするか、それをどう委託するか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　どの程度見込むというのは難しいところですが、現状内部で調整をしているのは、大体鉄筋コンクリートの場合耐用年数は通常50年と言われているものに長寿命化をかけて、30年プラスして大体80年が目安となっていまして、今回の大規模改修については、今現在の消防庁舎が46年経過しているので、これに30年程度を加えた80年を目指すものになっています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　ちょっとお尋ねしますが、これ80年保たせようという感覚でこれ当初僕らいつも思うには新しい形にしないとこれかなり古い建物で使いにくさもあるし、敷地内の面積も非常に狭い窮屈なところにはめられているのです現状は。それをまだ30年程度延ばしましょうと言われても、正直町民を守るために大事な消防を改修工事で何とかしようと言っておられるけど、現状他の建物だったら50年経ったら建て替えだよねって言ってくるのが普通かなと思っていますし。これ改修するとなると通常業務をしながら、改修工事もその中でやっていくことを考えると非常にやりにくいとか危ないこともたくさんあるのではないかなと。まだ設計する前の段階ですから、何とも言えないというか調べてみないとわからないのかなと思うのですが、これ自体が新築ではなくて大規模改修するという根本に至っている部分はどういう結論に達しているのか。望むところであれば、新しいものであればいくらぐらい。改修費用を考えてどれぐらいしか出せないから、これぐらいの大規模改修という目安はどこかにあるのかなと思うのですがその辺伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　具体的には今回の基本設計の中で、どれぐらいの施設改修費が具体的に出るかが今回明らかにするものですが、実は庁舎内では令和５年度この追分出張所を改築した場合と改修した場合の概算の金額を

一度出しています。この時はあの敷地は向かい側が旧追分庁舎でしたが、今は認定こども園があって、裏の敷地については追分中学校があると。追分小学校も老朽化は進むので当該敷地を幼稚園とか小学校、中学校として一体的に整備することができないかという検討の上で消防について移転で新築した場合の経費を出したことがあります。その時にはまず新築の規模については、今の現状の施設については全体で636平米ありますが、すみません。延べ床面積で736平米でして、この時、新築では少し縮小で600平米程度でいくらかかるか金額を出しています。今回概算で令和５年当時よりも２割増しで金額を出した時に新築工事で土地代とか、外構を含まずに９億1700万の概算を出しています。これに対して今の場所の改修でいくとやり方、工法いろいろあって繰り返しになりますが、基本設計で明らかにするものですが、概算の経費で５億5000万の金額を出しています。いろいろ現在第３次総合計画を策定している最中財政計画も一緒に策定する中で新築にするか改築にするかの部分で当該敷地の跡地利用が現状ではないことも含めると現状の庁舎を改修する方がベターだと判断したところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　お金がないからできないという最終的にはそういう方向でやらざるを得ないということは何となく理解できて、今、積算を何とかしたいと思っていると。これ本来であれば９月の補正という運びは理解しにくくて、当初予算の中でこれが上がっているならよくわかるのですが、この時期に来てこの補正を上げてまで基本設計しないとならないという、このスケジュール的なものについての中身を教えていただきたい。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　こちらについては、本日当日配布した資料の一番最後に４番で全体的なスケジュールを記載させていただいています。補正で出す補正で提案させていただく部分は、それも高山議員おっしゃるとおりかと思います。当初は令和９年度の当初予算で計上して令和10年度に実施設計、令和11年、12年で消防の改修をしていく予定を立てて協議したのですが、今の現状の追分消防出張所を鑑みると、なるべく早めに第３次総合計画の前期基本計画の前の方で改修すべきと判断しまして協議した結果、先にこの基本設計を今年度中に実施して金額まで算定した上で令和９年に実施設計を実施してその後10年、11年と１年ずつ前倒しできないかとの検討から、失礼ながら補正予算で提出させていただいたものです。

○議長（小笠原直治君）　他に。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　業務委託料の内容は理解できたのですが、この出ている511万5000円の積算根拠について伺います。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　この基本設計の業務費の積算根拠でよろしいですよね。今回の基本設計の費用については、国の官庁施設の設計業務等積算要領の図面目録に基づく積算算定方法に基づいて積算しています。あくまでも国で定められている積算要領に基づいて設計しています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　箱崎議員。

○４番（箱崎英輔君）　私も同じところですが、２つばかり質問させていただきます。今回の設計すべて一般財源ということで、将来、来年度から建築に入るとこれもすべて一般財源なのかということと、あと先ほど総務担当課長が言われたように教育施設２つあるのですが、防音だったり、そういう配慮はどのように考えているのか伺います。

〔木林副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（木林一雄君）　財源ですが、箱物を建設する際の基本設計は補助とか起債はなくて対象外になるので、どうしても単費になってしまいます。それで実施設計とか工事については、ものによっては起債の対象になり得るかな。ただし、補助事業についてはないかなと。今のところ、あくまであるのは起債かなと認識しています。起債の中でも交付税措置されるものとされないものがありまして、交付税措置されるものは、現状平成12年までが現行制度となっているものですから、恐らくは延長されるのではないかなと思うのですが、あ、ごめんなさい。令和12年度までですが、恐らく延長されるのではな

いかなと思っていますが、いずれにしても、起債の対象にはなり得ると思っていますが、有利なものが使えるかどうかは状況次第かなと思っています。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　防音の関係ですが、これは消防の防音。あ、工事に関しては、それは基本設計の中で対応できるようにヒアリングで対応していきたいと思っています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　同じところで質問ですが、先ほど設計が協議の上、急ぐことになりましたとおっしゃいましたが、その急ぐ理由は資材の高騰といった意味ですか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　資材の高騰だけでなくて、現状の施設自体が大規模な修繕をこれまで行ってこなかったところがあって外壁、防水も含めて待ったなしの改修の状況になっていまして、それを第３次総合計画の中で一気に進めようというのが今の考え方です。

○議長（小笠原直治君）　21、22よろしいですね。23、24。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　給食センターの工事をやめたということで、屋上防水が令和１１年だったか、いつまでにやらなければいけないということが決まっているのですが、こちらは今回やめていつにするかという目途はありますか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　給食センターの屋上防水ですが、太陽光発電設備を屋上に載せる前に要望改修的に屋上防水工事を計画していました

が、戦争等によって資材の高騰、入手困難という状況もありまして、現在ちょっと落ち着いたようですが、今年度取りやめすることになりました。今後ですが、太陽光発電設備を屋上に設置して近々にやらなければいけない状況でもありませんので、現況等確認しながら、適切な時期に屋上防水をしていきたいと考えています。具体的な年度はこれから状況を見ながらと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　これパネル設置してから防水工事ということで最初、行政も先に防水してからパネルを設置した方がいいという段取りを考えていたと思うのですが、太陽光を外さないとできないんじゃないかと思ったのですがこちらはいかがですか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　先に太陽光パネルを設置すると、屋上防水工事をする際には当然その設備については、一旦外さなければいけないという経費はかかるのですが、その分この次やる屋上防水が何年か後になるかにもよりますが、そこでプラマイゼロにはならないのですが、極力保たせながらやっていきたいと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　今の同じところで話をもう一回聞きたいのですが、防水の耐用年数って決まっているじゃないですか。逆に言うと今やっておいた方が得だって計算したから、ここの予算、最初上げてきたはずなのです。先にパネル載せちゃった、じゃあまた補修しないとなりませんったらダブル費用がかかるわけですよはっきり言って。だからその感覚でいうとおかしくないかなと。あと何年保ちますかって。耐用年数から言ったってもうそんなに残っているわけではないのでね。それを考えて今これをやらないとならないのは、方向性としてはちょっとおかしいんじゃないかと思うのですが、その辺の協議はどうして決めたのかなって。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　太陽光設備の設置スケジュールもあるのですが、あくまでも予防改修的に今回計画させていただいたものは、事前にやろうというところとそもそも今年度実施できない状況にもなりましたので、今年度この屋上防水は断念させていただいた。僕の言い回しが悪かったかもしれないですが、今近々に屋上防水をやらなければいけないという状況でもありませんし、耐用年数等の兼ね合いもありますので、まずは今年度中止させていただいて太陽光をまずやらせていただく。議員さんからご指摘があったとおり、１回載せてしまうとそこの経費はありますが、それにしても今、高騰している状況ですので、このような断念とさせていただいたところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　これは重点対策加速化事業の関連で計画立ててやりながら、中東情勢の関係でさまざまな事業をやりくりしたり、事業を採択いただいてからも採択金額の変更は極力さけなければならないので、その事業の入れ替えをしながら何とか環境事務所、７月から環境局になりましたが協議しながら進めている。今屋上防水の話はまさしくそのとおりなのですが、中東情勢の関係で流動的で先が読めない。ここで今やるとなると単年度できない２か年跨ぐといった単年でこの令和８年度事業でやらなければならない事業で、屋上防水がそれであれば前半でできるかというところでは、そこは困難だという判断をさせていただきながら、屋上防水自体はまだ保つと現地確認していますから、その載せ替えについては数百万かかるのですが、この今一番コストがかかる時期での屋上防水を相当な経費をかけてやるよりは、安価じゃないかというやり取りをきちんとやりながら、今回断念したというより屋上防水を先送りさせていただきながら、重点対策加速化事業は今からあと４年半でやっていく事業ですから、その間については保つと判断させていただきました。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。歳入７ページをお開きください。７ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは８、９ページで質疑はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　学校給食費に重点支援地方交付税交付金を使われるということで、私、前回の６月議会の時に給食センターに確認したところ、小学生でこの軽減化で１件1000円で中学生が大体ひと月5000円の給食費になると伺ったのですが、この500万円をそれに補填してその金額がどうかの確認をお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今回の重点支援交付金については、当町の方で行います、令和８年度の学校給食保護者負担軽減臨時対策事業に充当する予定です。こちらについては小学校の方ではなくて、町内のこども園２施設、あとは追分中学校と早来学園の中学生分に充てる予定です。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。

○５番（内藤圭子君）　軽減されて、前回確か中学生で5000円ぐらいだと説明を受けたのですが、これがそれに使われて5000円になるのか、その辺りわかりますか。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　国が今回実施した小学生対象の軽減措置とは別に、私が町長になってから給食費の料金改正は適時やっているのですが、その上がった部分については町で負担してやっていくと。その部分の財源の充当させていただいきました。

○議長（小笠原直治君）　８、９いいですね。それでは10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　14ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○１１番（高山正人君）　５目土木債。遠浅酪農２号線って支出のところで聞きたかったのですが、通り過ぎちゃったものですからここで伺いたいのですが、この当初予定していた金額がどうしても出てこないと。国から出てこないと。これ非常に工事を早くしようと思って皆一生懸命頑張っているのですが、お金がなかなかつかないという非常に大変で予算計上してもこうなって。これ見込みがどれぐらいあるのかって聞いてみたいなと思ったのですよ。この調子でいつになったらあの道路が完成するのかなって。その辺について教えてください。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　工事の見通しですが、今の段階で何年度完成までは申し上げられないかなと思っています。毎年のように交付金に対して要望をかけまして結局国の方から内示額がかなり落とされていくことが毎年続いていると。令和８年度についても１億6000万工事費、測量設計、用地補償費合わせて１億6000万要望していながら、内示率が24.9％で3981万9000円と結果なっているわけでして、これのペースが今後続くということが予想されるということでありますが、今年、町長の要望活動に応えまして７月16日に北海道開発局の建設部地方整備課長が来町して遠浅酪農２号線の国からの交付金が低迷していることから、令和９年度以降の要望を非重点から重点に格上げする方法についてアドバイスをいただいているということです。ただ、その重点要望に切り替えるにあたって、いろいろと安平町の地域防災計画が必要だとかいろんな計画の見直しがかなり難しい部分がまず１つあって、もう１つが通常交付金であれば大体５年から７年ぐらいで完成する予定にもなるのですが、重点要望の場合は３年間で叩かなければならないということなので、今ウチの担当もいろいろと模索している最中です。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければこれで歳入の質疑を終わります。次に３ページをお開きください。第２表繰越明細書４ページに続く第３表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ総括的な質疑を受けます。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第１号を採決します。本件ついて原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第９　議案第２号

○議長（小笠原直治君）　日程第９、議案第２号　**令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について**を議題とします。説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　議案第２号朗読

議案第２号

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

一般被保険者保険税還付金の増額により、令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第２号

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和８年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、国保資格の遡及喪失により還付金の支出が増加したことによるものとなります。３ページをお開きください。７款

諸支出金は、国保資格の遡及喪失により還付金の支出が増加したため補正するものです。９款基金積立金は、一般被保険者保険税還付金増加分へ充当するものとなります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出３ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　３ページの還付金とその調整について補正するタイミングですが、発生したらすぐに補正するのか、それともいくらかたまって、この時期ぐらいに補正する決まりというか規則があるのかについて伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君）　今回補正させていただいたのは、単純に予算がなくなってしまったところで還付金に関して予算が200円しかないということで、今後３月までありますので遡及で還付金が出るのか今のところ不明ですが、予算がないことには支出できませんので、補正させていただいたということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　当初見込みよりだいぶ多かったみたいな感じで、たぶん３年平均とか基準があってやっていると思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君）　議員お見込みどおりでして、一応３年平均を出しているのですが、今回なんでこんな多くなったのかということですが、

説明したとおり社会保険加入というところで基本的に社会保険に加入しますと、国保の喪失手続きをしなければいけないとなっていますが、なかなか国保の喪失の手続きを忘れている方がいらっしゃる。忘れたまま社会保険にも加入しているにも関わらず、国保を払っている方が中にはいるので、なんであとから１年とか２年経った後に実は私社会保険入っているけど、２つ国保も入らなければいけないのですかということがありまして、実は手続き必要なんですよねというところで、遡及して還付している状況です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　結構、そこの手続き知らない方がいらっしゃると思うので、何か振込書とか納税額決定書のちょこっと、社保に変わったら喪失手続きしてください的なことを一文入れたらいいかなと思うのですがいかがですか。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君）　まず国保加入時の手続きの際にそのようなご案内はしていますが、なかなかそれって難しいというか忘れてしまう。安平町独自の問題かというとそうではなくて、全国的に発生していると承知していますので、引き続き広報周知に努めたい考えです。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第２号を採決します。本件ついて原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第２号は原案の

とおり可決されました。

◎　日程第10　議案第３号

○議長（小笠原直治君）　日程第10、議案第３号　**令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第１号）について**を議題とします。説明を求めます。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。
○水道担当課長（谷村英俊君）　議案第３号朗読

議案第３号

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第１号）について

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
施設維持管理等の増額により、令和８年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第３号

令和８年度安平町水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）
第１条　令和８年度安平町の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第２条　令和８年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第２条は支出の第１款水道事業費用について、水道施設修繕費等237万4000円追加し、収益的支出の総額を３億7009万円とするものです。

（資本的収入及び支出）
第３条　予算第４条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「80,900千円」を「82,648千円」に、減債積立金「7,233千円」を「8,981千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第３条は支出の第１款資本的支出において、水道整備工事費174万8000円を追加し、資本的支出の総額を１億7982万9000円とするものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第４条　予算第８条に定めた経費の予定額を次のように改める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

第４条では、職員手当47万2000円を追加し、補正後の職員給与費を4106万5000円とするものです。

それでは今回の補正予算について、３ページの令和８年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第１号により詳細をご説明致します。収益的支出、１款水道事業費用、１項１目原水及び浄水費につきましては、３節修繕料について補正を行うもので、旭浄水場の膜ろ過装置薬品洗浄、及び配水管の漏水修繕費等、190万2000円を増額補正するものとなります。２目配水及び給水費につきましては、職員の被扶養者増加に伴い２節職員手当等を47万2000円増額補正するものとなります。４ページ、資本的支出１款１項１目配水設備改良費、４節工事請負費につきましては、富岡浄水場の改修に伴い北進配水池系統、給水エリア拡大のために必要な配水管のバルブ設置工事を施工するため、工事費174万8000円の増額補正を行うものとなります。ページを戻り１

ページから２ページ、令和８年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第１号につきましては、これまで説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう宜しくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本補正については第１条の総則から第４条議会の議決を経なければ流用することができない経費までの一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第３号を採決します。本件ついて原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第11　議案第４号

○議長（小笠原直治君）　日程第11、議案第４号　**令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第２号）について**を議題とします。説明を求めます。

〔下谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　議案第４号朗読

議案第４号

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第２号）について

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

令和８年９月１日付けの人事異動に伴う職員給与等の増額により、令和８年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第４号

令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和８年度安平町の下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度安平町下水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第２条支出の第１款下水道事業費用は、職員人件費に係る費用として508万2000円を増額し、収益的支出の総額を５億9491万9000円とするものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第９条に定めた経費の予定額を次のように改める。

令和８年９月16日提出

安平町長　及　川　秀一郎

第３条では、職員給与費404万4000円を補正予定額として計上しています。

それでは今回の補正予算について、２ページの令和８年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書 第２号により詳細をご説明致します。収益的支出、１款下水道事業費用１項３目総係費につきましては、人事異動に伴い職員１名分の追加計上として、１節給料から３節法定福利費及び17節賞与引当金繰入額まで508万2000円を増額補正するものです。なお、１ページの令和８年度安平町下水道事業会計 補正予算実施計画第２号につきましては、只今説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう宜しくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本補正については第１条の総則から第３条議会の議決を経なければ流用することができない経費までの一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第４号を採決します。本件ついて原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第12　請願第１号

請願第１号

居住実態調査の請願について

別紙のとおり紹介議員を介して請願書の提出があり、令和８年９月２日付で受理したので、安平町議会会議規則第90条の規定によりその写しを配布する。

令和８年９月16日

安平町議会議長　小笠原　直　治

○議長（小笠原直治君）　日程第12、請願第１号　**居住実態調査の請願について**を議題とします。請願については安平町議会会議規則第９１条の規定により、所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することとなっています。本請願の町民担当課は総務課（安平町選挙管理委員会）でありますので、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めそのように決定しました。なお、審査の期間は次の定例会までを目途にお願いします。

◎　日程第13　意見案第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第13、意見案第１号　**国土強靭化に資する社会資本整備に関する意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小板橋憲仁君）　意見案第１号朗読

意見案第１号

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月 16 日提出

提出者　安平町議会議員　梅 森　敬 仁

賛成者　安平町議会議員　鳥 越　真由美

本件に意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣となっています。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○１０番（梅森敬仁君）　１０番梅森です。少し長くなりますが本件の趣旨については本文の朗読によりご説明します。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えており、これまで経験したことがない集中豪雨の発生など、町民の生命や財産を守るため、二級河川安平川河川改修事業の早期完成が必要である。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、ＧＸ、ＡＩ・ＤＸといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靭な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も重要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靭化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　町民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備･維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２　第１次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算･財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。

３　高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

４　令和８年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。

５　冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

６　道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。

７　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

８　維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

９　冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和８年９月 16 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見案第１号を採決します。本件について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第１号は原案

どおり可決されました。

◎　日程第14　意見案第２号

○議長（小笠原直治君）　日程第14、意見案第２号　**高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小板橋憲仁君）　意見案第２号朗読

意見案第２号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月 16 日提出

提出者　安平町議会議員　三浦　恵美子

賛成者　安平町議会議員　内藤　圭子

本件に意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣となっています。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めま

す。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書（案）

わが国の社会保障制度において、高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が、家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティネットの根幹を成すものです。

しかしながら、政府は 2026 年８月からの自己負担限度額の引き上げを行いました。政府は「保険料負担の軽減」を見直しの理由としてあげていますが、限度額の引き上げによる保険料の軽減効果は「加入者一人当たり年約 1400 円」とごくわずかです。

一方で、月額上限が段階的に引き上げられると、年収約 650 万～770 万円の所得区分では現行の約 8 万円から 2027 年 8 月には約 11 万円へと、約 3 万円（38%）も引き上げられるなど、すべての所得区分で大幅な負担増となります。

上限額の引き上げは約 660 万人にも影響が及びますが、物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者にさらなる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。患者団体からも国会審議のなかで、引き上げへの不同意の意思が示されています。

よって、国においては、誰もが必要な時に安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の負担上限額引き上げを撤回することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 16 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見案第２号を採決します。本件について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第２号は原案どおり可決されました。

◎　日程第15　意見案第３号

○議長（小笠原直治君）　日程第15、意見案第３号　**アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（小板橋憲仁君）　意見案第３号朗読

意見案第３号

アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年９月 16 日提出

提出者　安平町議会議員　三浦　恵美子

賛成者　安平町議会議員　反町　恵

本件に意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣となっています。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書（案）

政府はアメリカからの要請を受け、生食用のジャガイモの輸入を解禁する手続きを進めると表明しました。早ければ数年後には輸入が解禁されることになると報じられています。

アメリカ産のジャガイモの輸入はこれまでポテトチップス向けの加工用に限って解禁されてきましたが、生食用の輸入が認められることになれば国産の８割を生産している北海道農業への影響が懸念されます。

生食用ジャガイモは種イモに転用できることから、「ジャガイモシロシストセン

チュウ」などの病害虫の侵入が危惧されています。病害虫が侵入することになれば、ジャガイモの生育が悪くなるなど長期的に生産活動に影響が及ぶことになります。

また、アメリカ産の生食用ジャガイモは価格が安いために、国産の価格下落によって農家の経営悪化が危惧されます。2025 年度の食料自給率がカロリーベースで過去最低の 37%となり、2030 年度に食料自給率 45%という政府目標との差が広がったなかで、離農せざるを得ない状況を拡大し、自給率低下につながりかねません。

さらに、アメリカなどからの輸入ジャガイモを原料にしたポテトチップスから日本で使用が禁止されている農薬が検出されるという問題も起きており、消費者からも健康被害を懸念する声があがっています。

よって、政府においては、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁を認めないよう、要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 16 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見案第３号を採決します。本件について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第３号は原案どおり可決されました。

◎　日程第16

○議長（小笠原直治君）　日程第16、**議員派遣の件について**議題とします。

お諮りします。10月26日に洞爺湖町において開催予定の胆振管内町村議会議長会主催による管内議会議員研修会に、また、10月27日に議会視察研修として栗山町議会へ全議員を派遣したいと思います。これについてご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案の上議長において派遣議員を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎　日程第17～19

○議長（小笠原直治君）　日程第17、**総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。**

日程第18、**経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。**

日程第19、**議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。**

以上３件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎　閉会宣告

○議長（小笠原直治君）　以上をもちまして、本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和８年第６回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

延会　午後３時 40 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿